



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名	株式会社東理ホールディングス
コード番号	(5856) 上場取引所 東証第 2 部
代表者名	代表取締役社長 永井 鑑
問合せ先	代表取締役 忍田 登南
T E L	(03) 3548-1014

社内調査委員会の調査報告書受領についてのお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 1 日付け「不適切な会計処理の可能性についての社内調査委員会の設置に関するお知らせ」にて開示いたしました、社内調査委員会より、平成 24 年 5 月 18 日付けで調査報告書を受領しましたので、本報告書についてご報告いたします。

記

I. 社内調査委員会設置の経緯等

平成 24 年 2 月 1 日付け「不適切な会計処理の可能性についての社内調査委員会の設置に関するお知らせ」及び平成 24 年 3 月 9 日付け「社内調査委員会の委員決定に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社の調査において、過去の貸付金等の会計処理等について、一部不適切な可能性があることが判明いたしました。つきましては、これら不適切な可能性がある取引に関しまして、会計処理の適切性を含め、社内調査委員会（以下「当委員会」といいます。）にて調査をすべきであると判断いたしました。また、調査においては特に公正性及び透明性を確保すべきとの観点から、当社と利害関係のない外部の独立した公認会計士を含めた調査委員会を設置し、以下の調査事項について検証することといたしました。

今般、社内調査委員会において調査報告書がまとまりましたので、ご報告いたします。

II. 調査報告書要旨

調査報告書の要旨は以下の通りであります。

1. 当委員会の目的等

(1) 当委員会の目的

当委員会は、社内の調査において、当社の過去の貸付金等の会計処理等について、不適切な可能性があることが判明したため、これらの不適切な可能性がある取引（以下、「本件取引等」という）に関して、専門的かつ客観的な見地から、外部の公認会計士を入れた調査委員会による調査を行うべきであると判断し、本年 3 月 9 日に設置されたもので、その目的は以下のとおりである。

- ①当社の取締役経験者であります今井輝彦氏への貸付の各期（平成 19 年 9 月期から平成 22 年 3 月期）における資産性の評価及び会計処理（貸倒引当金計上時期等）の妥当性について。
 - ・平成 19 年 10 月から平成 21 年 2 月の間に貸付けた、合計 930 百万円について。
 - ・平成 19 年 11 月に（株）アレスサポートを経由して貸付けた、156 百万円について。
 - ・平成 19 年 7 月から平成 20 年 1 月の間、（株）メイクイースト及び（株）オデッセイを経由して貸付けた（株）エス・サイエンス株式 4,700 万株について。
- ②平成 19 年 9 月から平成 20 年 9 月の間、國分建一氏に貸付けた、合計 155 百万円の各期（平成 19 年 9 月期から平成 21 年 3 月期）における資産性の評価及び会計処理（貸倒引当金計上時期等）の妥当性について。
- ③平成 19 年 5 月に（株）エデュケーションコンサルタント経由でコアグリット投資事業組合に支払

った増資費用の前渡金 300 百万円の各期（平成 19 年 9 月期から平成 20 年 3 月期）における資産性の評価及び会計処理（貸倒引当金計上時期等）の妥当性について。

④上記貸付等に関するコンプライアンス及びガバナンス上の問題点について。

⑤再発防止のためのコーポレート・ガバナンス体制の確認。

（2）本調査の調査対象

当委員会が実施した調査の対象は次のとおりである。

①貸付等の事実の概要及び会計処理の問題点

②平成 19 年 9 月期～平成 22 年 3 月期 個別財務諸表

③平成 19 年 9 月期～平成 22 年 3 月期 連結財務諸表

④平成 21 年 3 月期～平成 22 年 3 月期 四半期連結財務諸表

⑤貸付等の当時のコンプライアンス及びガバナンス体制上の問題点

2. 本調査について

（1）調査体制

当委員会の委員の構成は次のとおりである。

委員長 高橋 史記 当社常勤監査役 弁護士

委 員 永野 義一 当社非常勤監査役 弁護士

委 員 遠藤 了 公認会計士

委 員 磯田 太郎 公認会計士

また、当委員会では、委員会の活動を補助するために、太陽 ASG 有限責任監査法人泉淳一、岩崎剛を含め、補助者 10 名からなる調査委員会事務局を置いた。

なお、当委員会の運営は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠しており、遠藤了委員及び磯田太郎委員は、当社との間に何らの利害関係も有していない。

（2）調査期間

本調査は平成 24 年 3 月 12 日から 5 月 18 日までの間に、各委員並びに補助者は以下の手続を行い、7 回の委員会を開催し、調査結果の検討及び報告書の取り纏めを行った。

（3）調査手法等

本調査手法の概要は以下のとおりである。

①資料関係

本調査における主たる資料は

＊ 各種財務関係資料（会計帳簿、契約書、開示資料等）

＊ 関係各稟議書

＊ 関係各規程類

＊ 取締役会・監査役会等の関係会議の議事録・関係資料・メモ類

＊ 関係者間の電子データ

＊ 公的機関への陳述書

である。

②ヒアリング関係

本調査における関係者へのヒアリングは、委員長高橋史記弁護士及び補助者である公認会計士で行ったが、同ヒアリングの実施状況は以下のとおりである（敬称略。なお、以下においては、同ヒアリングのことを単に「ヒアリング」といい、その際、対象者が述べたことを「供述」などという）。

＊ 福村 康廣 （代表取締役：平成 16 年 10 月～平成 22 年 2 月）

＊ 今井 輝彦 （取締役：平成 19 年 3 月～平成 19 年 11 月）

＊ 永井 鑑 （取締役：平成 19 年 3 月～、代表取締役：平成 22 年 2 月～）

＊ 忍田 登南 （取締役：平成 17 年 9 月～、代表取締役：平成 22 年 2 月～）

＊ 鳥居 晃 （監査役：平成 20 年 6 月～）

＊ 松村 賢吾

- * 國分 建一
- * (株)メイクイースト社代表取締役
- * 会計監査人 (KDA 監査法人)
- * 調査対象年度の会計監査人 (アスカ監査法人)

3. 本件取引等の経営上の原因及び背景等

(1) 当社の契約に関する意思決定にかかる取締役会の運営と概要

本件取引等の期間について、平成 19 年 3 月以降の取締役は福村氏・今井氏のほか、永井氏・忍田氏の 4 名で構成されていたが、関係者へのヒアリングの結果、取引についての基本的なフローは、今井氏が福村氏に信用の担保として当社の株を借りたい旨の相談をして、金額や株式の数などについて両者が合意し、その後忍田氏が契約書を作成し、その後永井氏が社印を押印するというフローであったとの説明を受けた。ただし、永井氏の就任は平成 19 年 3 月であるため、それ以前は別の担当者が行っていたとのことであった。

この際、永井氏・忍田氏が契約締結の意思決定にどの程度関与していたかについて、福村氏の説明では、今井氏に対して両取締役にも合意を求め、合意が得られたら契約を締結してよいと指示していたとのことだが、永井氏・忍田氏の説明によれば、両取締役は、福村氏の合意があることに着目しており、福村氏が決めたのだから、回収方法や可能性を含めて決定しているのだろうと考えていたため、積極的に意思決定に関与した意識はなく、契約内容についてもどのような説明があったかについては明確な記憶がないとの回答であった。

また、取締役会の開催の可否については、当該合意の内容に応じて必要であれば書面を合わせて作成し回覧する、あるいは、全員が一堂に会する場で説明があった場合には、その場で説明された内容を議事録として残したとのこと、いずれも忍田氏が作成していたとのことだった。しかしながら、貸付について事業目的に対する合理性や回収可能性は議論しておらず、形式的に実施していたため、議事録等の作成が事後になることもあり、そのような場合が、議事録の作成が行われていない取引の原因となっているとのことであった。

このように、貸付の意思決定が流れ作業的に行われていたことから、本件取引等のうち、貸付に係る取引については、当該行為の経済上の合理性や回収可能性について、取締役会の議題として残されることもなく、特に永井氏・忍田氏がこの点を意識することはほとんどなかったとのことだった。

(2) 本件取引等に係る個人等と当社との関係

①今井輝彦

本件取引等の期間のうち、平成 19 年 3 月から 11 月まで当社の管理担当取締役として業務を行っていた。当社取締役を退任後は関連当事者である株式会社エデュケーションコンサルタント（以下 EC 社）に籍を移し、当社の顧問を務めている。

②有限会社アレスサポート（以下 AS 社）

当社の持分法適用会社であった、株式会社ヒューネット（現株式会社 RISE）の増資を引き受けた H 事業投資組合の業務執行組合員であった会社であり、今井氏が設立時に代表取締役となっている。本件取引等の期間において、AS 社に対して貸付をした時点では、今井氏は代表から外れていたが、平成 23 年 12 月に代表取締役に再任し現在に至っており、今井氏が支配している会社である。

③株式会社メイクイースト（以下 ME 社）

ブリクラ機等を中心に電子応用機器のハードウェアやソフトウェアの企画・開発、販売等を業務内容としている一般の事業会社である。同社の代表取締役の細谷氏が今井氏の知人であるとともに、今井氏が同社の取締役を務めていた会社である。

④株式会社オデッセイ（以下 OD 社）

今井氏が代表取締役を務める会社であり、本件取引等の期間において、実際には事業を行っておらず、本件取引等の受け皿として利用している会社である。

⑤國分建一

当社の元代表取締役である福村氏の知人であり、当社の関係会社等で役員を歴任していた。

⑥コアグリット投資事業組合

株式会社コアグリットが業務執行組合員である投資事業組合で、本件取引等における増資の引受窓口としてのみ組成された投資事業組合で、これ以前の投資実績はない。

4. 会計的な取扱いについて

会計的な取扱いについては、以下の通りであります。なお、各取引等の概要につきましては、調査報告書を参照ください。

(1) 今井輝彦氏に対する貸付及び貸付金取引

今井氏に対する貸付については、貸付の目的がどういったもので、それが会社の事業目的に照らして適当かという観点での検討が十分にされているとはいえない状態であるが、借主である今井氏が、明確に「借りている」という認識を示しており、また、現実は今井氏が経済的な便益を受けていることが確認されていることから、全ての消費貸借契約の結果として資産性には問題はないと判断した。

次に、会社が回収懸念債権として評価した時期の妥当性について検討した。

会社は、今井氏に対する貸付金及び貸付についてまとめて判断しており、平成 22 年 3 月期までは回収が継続していたことから正常債権として判断していたが、平成 22 年 3 月に、今井氏より今後の返済が困難である旨の申し出を受けて、回収懸念債権として貸倒引当金を設定している。

しかし、会社は回収懸念債権に該当するか否かの判断について、今井氏からの返済の有無という事実のみによっているが、会社は今井氏に対し、合計 774 百万円の貸付金と、貸出時の簿価にして 617 百万円の貸付金取引を行っており、その際、回収可能性を検討すべきであったと考えられる。そして、回収可能性の検討に当たって、今井氏個人の財産状況を調査すれば、会社は、今井氏に十分な返済資力がなく、同氏に対するこれらの貸付債権が回収懸念債権であると評価することができたのではないかと考えられる。

この点について、議事録等では、回収可能性の検討を行ったことは窺えず、また、関係者へのヒアリングによれば、当時の取締役会において積極的に回収可能性について議論をしたことも窺えなかった。しかし、福村氏によれば、そもそも貸付の際には、信用取引の担保とするだけで、売却はしないものと考えていたので回収は可能と判断していたし、貸付金についても、一次的には株価が上昇すれば、株式運用の成果として回収が可能であり、二次的には報酬で返済してもらうことで、回収が可能であろうと考えていたとのことだった。また、福村氏と今井氏は、旧来の増資の際から関係を有しており、今井氏が株式の取引についても実績があったことや、貸付取引を行った際には、当社の取締役を務めていたことから、その実績等を信頼して貸付を行っていたとしても、不合理とは言えないと考える。

このように、会社は、今井氏への貸付を行うに当たり、全く回収可能性を検討していなかったとまでは言えず、また、今井氏の個人の財産状況を調査しなかったことについて、合理的な理由がないとは言えない。従って、会社が今井氏に対する貸付債権を回収懸念債権と評価していないことが必ずしも不合理とは言えないと判断した。

そして、この時点で今井氏の財産状況を確認していれば、すでに貸付は売却されて損失に充当されており、今井氏の財産が相当に毀損していた事実や、他にも借入金相当金額存在することを把握できたと考えられる。

従って、この後最初の決算期である平成 20 年 3 月期に、今井氏に対する債権は回収懸念債権であると判断することが妥当と考えられ、今井氏の財産状況や収入状況から回収可能額を合理的に見積り、貸倒引当金を設定する必要があったと判断する。

この場合、回収可能額としては、当時の今井氏の財産状態をそのまま反映することが妥当であり、株価の変動等の不確定な要因によることは認められず、福村氏の説明によれば、今井氏が別に不動産事業を営むことを予定していたことから、当該事業の結果得られた収入からも回収が可能であるとも見込んでいたとのことだが、この点についても、将来の事業の成否等に係る未確定事項を回収可能額の見積りに含めることが合理的だとは認められない。また、すでに取締役を退任している今井氏については、業務報酬が永続することを前提とした回収可能額の算定に合理性はないと考える。

なお、この時点で、業務報酬からどの程度の回収が見込めたかという点については、遡って見積ることは困難であり、一方で、OD 社や EC 社に対する業務報酬の一部から、今井氏に対する債権が回収されている事実が認められる。

そこで、今井氏に対する債権のうち回収可能額の見積りについては、現在までの回収実績によることとした。

また、調査手続の結果、以下の EC 社に対する貸株契約は、実質的に今井氏に対する貸株であることが判明した。

	貸借	日付	名義	種類	株数	金額
①	貸付	平成 19 年 3 月 28 日	EC 社	エス・サイエンス株式	10 百万株	
②	貸付	平成 19 年 3 月 28 日	EC 社	当社株式	5 百万株	

この他、平成 23 年 2 月 22 日に提出した第 5 期（平成 22 年 3 月期）訂正報告書において、平成 20 年 12 月から平成 21 年 2 月にかけての貸付金のうち 270 百万円については、当社の関連当事者である EC 社に対する貸付金である旨を開示している。

（2）國分建一氏に対する貸付金取引

國分氏に対する貸付金について、会社は平成 20 年 9 月まで回収実績があることから、平成 21 年 3 月期に回収懸念債権と判断し、全額に対して貸倒引当金を設定している。

しかしながら、関係者へのヒアリングによると、この返済は國分氏が返済したものではなく、今井氏が支払ったものであることが判明した。従って、國分氏は平成 20 年 3 月の時点で返済実績がないままに、平成 19 年 12 月貸付の貸付金について返済期限を迎えることになり、この時点で、國分氏に対する債権を回収懸念債権として評価し、回収可能額を合理的に見積り、貸倒引当金を設定する必要があったと判断した。

この際、國分氏は不動産を所有しており、また公正証書を作成していることから、回収可能額の見積りについて、これらを考慮することも考えられるが、公正証書の取得では財産の保全が十分な状態ではないことから、不動産に対する強制執行による回収見込額を考慮しないこととした。

（3）コアグリッド投資事業組合への増資資金の払込

コアグリッド組合については、事実の検討の結果、当初の支払目的が増資の仲介という行為に対するものであり、また確約書が存在するため、その費用は増資の実行により実現するものと判断される。従って、増資の実行前においては前渡金として計上されることは妥当と判断した。

また、当該前渡金に対しては、平成 20 年 3 月期に貸倒引当金が計上されているが、当社が返還請求の訴訟を提起したのが平成 20 年 2 月 26 日であり、また、それまでの期間も増資の実行への働きかけを行っていた事実も認められたことから、これ以前の時点で回収懸念債権としての認識は不要と判断した。

この点、当該コアグリッド組合による増資は西田氏の人脈を利用することを予定していたもので、その中心人物である西田氏が平成 19 年 10 月 12 日に逮捕されている事実があり、これは、増資の実行可能性が低くなったことを意味するが、当社の前渡金の返還については、4 名の連帯保証であり、また逮捕されたことにより財産が全て消失するわけではないので、西田氏の逮捕により回収懸念債権として評価する必要性はないと考える。

従って、貸倒引当金の設定時期について修正は不要であると判断した。

（4）決算修正の状況

①決算修正の基本方針

当社の決算修正に係る基本方針としては、上述したとおり、下記の期間を対象として、過年度決算の訂正を検討する。なお、平成 20 年 3 月期よりも前の会計期間に関しては、今回の調査対象事項の影響はないと判断したため、訂正は不要と判断している。

（訂正対象期間）

- ・ 第 4 期（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）

- ・第5期第1四半期（平成20年4月1日～平成20年6月30日）
- ・第5期第2四半期（平成20年4月1日～平成20年9月30日）
- ・第5期第3四半期（平成20年4月1日～平成20年12月31日）
- ・第5期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）
- ・第6期第1四半期（平成21年4月1日～平成21年6月30日）
- ・第6期第2四半期（平成21年4月1日～平成21年9月30日）
- ・第6期第3四半期（平成21年4月1日～平成21年12月31日）
- ・第6期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

②各会計期間への経営成績及び財政状況への影響

（影響額算定上の留意事項）

- ・各影響額は、訂正前の数値を訂正後の数値に修正する金額を記載している。従って、修正期間が複数期間にまたがるケースの場合には、修正期間以前の影響額は純資産で調整をしている。
- ・各影響額は、株式会社東理ホールディングスから提供されたデータを元に集計している。
- ・「△」は利益及び資産に対してマイナスの影響を意味している。
- ・各四半期に関しては、四半期累計期間への影響額を集計している。
- ・返済実績がある貸付金に関しては、当初引当金の計上時に当該返済実績を加味して（貸倒引当金から控除）算定している。
- ・表示単位は百万円とし、百万円未満は切り捨てて表示している。

年度	原因	経常利益	税前列益	流動資産	固定資産	純資産
平成20年3月	今井氏(AS社経由)	△1	△124	△1	△123	△124
	今井氏貸株	△4	△411	△4	△407	△411
	國分氏貸付	△0	△95	△0	△95	△95
合計		△5	△631	△5	△626	△631

注1 今井氏（AS社経由）への貸付金及び國分氏への貸付金の貸倒引当金修正額は、将来の返済実績額を控除して算定している。

注2 今井氏への貸株に対して、全額貸倒引当金を計上している。また、今井氏への貸株への影響額には、貸株に対する未収利息の修正額も併せて加味している。

年度	原因	経常利益	税前列益	流動資産	固定資産	純資産
平成20年6月 （第1四半期）	今井氏(AS社経由)	△0	△0	△1	△123	△125
	今井氏貸株	△1	△1	△5	△407	△412
	國分氏貸付	△1	△1	△1	△95	△96
合計		△3	△3	△8	△626	△634

年度	原因	経常利益	税前列益	流動資産	固定資産	純資産
平成20年9月 （第2四半期）	今井氏貸付	△0	△47	△0	△46	△47
	今井氏(AS社経由)	△1	△1	△2	△123	△126
	今井氏貸株	△3	144	△7	△259	△266
	國分氏貸付	0	△49	-	△145	△145
合計		△5	△46	△10	△574	△585

注1 今井氏への貸付金の貸倒引当金修正額は、将来の返済実績額を控除して算定している。

注2 今井氏への貸株に対して、時価が下落した事に伴い、貸倒引当金戻入益 148 百万円を計上している。

注 3 國分氏への平成 20 年 9 月 17 日の貸付金 50 百万円に関して、全額引当金を計上している。

年度	原因	経常利益	税前利益	流動資産	固定資産	純資産
平成 20 年 12 月 (第 3 四半期)	今井氏貸付	△1	△404	△1	△402	△404
	今井氏(AS 社経由)	△2	△2	△3	△123	△127
	今井氏貸株	△4	291	△8	△111	△119
	國分氏貸付	△1	△51	△1	△145	△146
合計		△9	△166	△14	△782	△797

注 1 今井氏への平成 20 年 12 月 15 日の貸付金 248 百万円及び平成 20 年 12 月 18 日の貸付金 108 百万円に関して、全額貸倒引当金を計上している。

注 2 今井氏への貸株に対して、時価が下落した事に伴い、貸倒引当金戻入益 296 百万円を計上している。

年度	原因	経常利益	税前利益	流動資産	固定資産	純資産
平成 21 年 3 月	今井氏貸付	△4	△568	△4	△564	△568
	今井氏(AS 社経由)	1	1	△0	△123	△123
	今井氏貸株	△3	292	△7	△111	△118
	國分氏貸付	0	95	-	-	-
合計		△6	△180	△11	△799	△811

注 1 今井氏への平成 21 年 2 月 4 日の貸付金 162 百万円に関して、全額貸倒引当金を計上している。

注 2 今井氏への貸株に対して、時価が下落した事に伴い、貸倒引当金戻入益 296 百万円を計上している。

注 3 國分氏に対する貸付金の貸倒引当金は、平成 21 年 3 月期に全額引当計上されていた。そのため、平成 20 年 3 月期に計上した金額 (95 百万円) が当期の特別損失から減額される。

年度	原因	経常利益	税前利益	流動資産	固定資産	純資産
平成 21 年 6 月 (第 1 四半期)	今井氏貸付	△3	△3	△7	△564	△572
	今井氏(AS 社経由)	△0	△0	△0	△123	△124
	今井氏貸株	△0	△0	△8	△111	△119
	國分氏貸付	-	-	-	-	-
合計		△4	△4	△16	△799	△815

年度	原因	経常利益	税前利益	流動資産	固定資産	純資産
平成 21 年 9 月 (第 2 四半期)	今井氏貸付	△7	△7	△11	△564	△576
	今井氏(AS 社経由)	△2	△2	△2	△123	△125
	今井氏貸株	△0	△0	△8	△111	△119
	國分氏貸付	-	-	-	-	-
合計		△10	△10	△22	△799	△821

年度	原因	経常	税前	流動	固定	純資産
----	----	----	----	----	----	-----

		利益	利益	資産	資産	
平成 21 年 12 月 (第 3 四半期)	今井氏貸付	△10	△10	△14	△564	△579
	今井氏(AS 社経由)	△2	△2	△2	△123	△125
	今井氏貸株	△1	△1	△8	△111	△119
	國分氏貸付	-	-	-	-	-
合計		△13	△13	△25	△799	△825

年度	原因	経常 利益	税 前 利益	流動 資産	固定 資産	純資産
平成 22 年 3 月	今井氏貸付	△12	568	-	-	-
	今井氏(AS 社経由)	△2	123	-	-	-
	今井氏貸株	△1	118	-	-	-
	國分氏貸付		-	-	-	-
合計		△16	811	-	-	-

注 1 今井氏への貸付及び貸株に対して、当社は平成 22 年 3 月期に全額引当計上していた。そのため、平成 21 年 3 月期に計上していた金額（計 827 百万円）が当期の特別損失から減額される。

5. コンプライアンス及びガバナンス上の問題点

(1) 内部統制上の問題点

①契約に関する意思決定にかかる取締役会の運営の概要

平成 22 年 12 月 9 日付の第三者委員会の報告書でも開示のとおり、本件取引等に係る取締役会を含めて、当時の取締役会も監査役会もいずれもコーポレート・ガバナンスの観点から期待される機能をほとんど果たさず、形骸化していたと言わざるを得ない状況が窺われる。

そのため、本調査報告書の対象となった貸付取引においても、それらの貸付が、会社の事業目的に照らして合理的であるかどうかの判断や、その回収可能性に関する判断について十分になされたことは窺えず、旧代表取締役福村氏からの提案事項について、事実関係の十分な実態調査を行っていないことが表面的な原因であり、加えて、経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していないことが根本的な原因であると認められる。

②情報と伝達の脆弱性

上述のとおり、意思決定権限が福村氏に過度に集中していた結果、本件取引等の特に今井氏・國分氏に対する貸付について、回収可能性を検討するために必要となる情報や、回収可能性を検討すべきと考えられる重要な状況の変化等の情報が共有されていなかったと考えられる。

(2) コンプライアンス上の問題

また、本件取引等においては、個々の取引を検討した結果、以下の事項については、コンプライアンス上の問題があると考えられる。

①社内決裁規定の問題

本調査報告書の対象となった貸付取引のうち、特に、貸株取引が安易に行われてしまった理由の一つとして、3 億円以下の取引について取締役会決議事項とされていなかったことが原因としてあげられると考えられる。

すなわち、当時の社内の決裁規定上、金額が 3 億円までの取引については、原則として代表取締役の決裁事項とされており、取締役会決議事項とはされていない。当該決裁規定自体が直ちに違法といえるわけではないが、会社法 362 条 4 項 1 号の規定の趣旨を考慮すれば、当時の社内の決裁規定は、代表取締役の決裁事項の範囲が若干広きに失したものと考えられる。

②社内手続履践の問題

また、この点は内部統制の問題とも重なるが、本調査報告書の対象となった貸付取引の中には、必要とされている社内手続が履践されていない取引も散見された。

例えば、社内稟議が必要であるにもかかわらず、稟議書を作成するという社内手続が履践されていないケースでは、当該取引に係わっていない取締役や監査役が、当該取引の適切性や違法性を指摘することが非常に困難となることが考えられるし、取締役会決議が必要であるにもかかわらず取締役会決議がされていないケースでは、当該取引について、取締役、監査役の協議により慎重に結論を出すことができなくなる。

③利益相反取引の問題

本調査報告書の対象となった今井氏に対する貸株及び貸付金取引のうち、一部の取引は、今井氏が当社取締役として在任中に行われた取引である。このうち、すでに返済されている取引を除く、他の取引については、名義借りの取引も含めて会社法上特別の責任が認められる会社法 423 条 1 項 3 項に定める利益相反取引に該当するものと考えられる。

④取締役としての善管注意義務の問題

会社が貸付を行うに際して、取締役は、回収の見込について、貸付の条件、内容、返済計画、担保の有無、内容、評価額、借主の財産及び経営の状況、並びに景気の動向等の諸事情に関する情報を合理的と考えられる手続ないし方法で収集、分析、検討し、そこから得た事実の認識を不注意な誤りなく形成し、これを前提として合理的な思考上の連関を保ったといえる経営判断を行うことが求められ、このような基準から逸脱して経営判断を行った場合には、善管注意義務違反を問われることになる。

しかるに、本調査報告書の対象となった今井氏に対する各貸付取引を行うに際しては、取締役において回収の見込について検討がされていないわけではないが、借主の財産状況の調査がされないまま無担保で貸付がなされており、その金額も最終的に数億円に及んでいることからすれば、いずれも貸付を行うに際して必要とされる情報の収集自体が十分にされているとは言い難い。また、國分氏に対する各貸付取引を行うに際しても、取締役において回収の見込について検討がされていないわけではないが（國分氏については不動産登記簿謄本により不動産を保有していることの確認が行われている）、國分氏の所有する不動産の価値や國分氏の所有するその他の財産の調査が行われておらず、保有している不動産に対する担保の設定等もされていないことからすれば、やはり貸付を行うに際して必要とされる情報の収集自体が十分にされているとは言い難い。

6. 再発防止策

平成 22 年 5 月 26 日に、東京証券取引所に提出している改善報告書に記載した事項について、今後とも厳正に進めていくことにより、再発防止を図る必要がある。

（1）役員のガバナンス改善

各役員及び役員会のガバナンスに関する取組みの質的向上により再発防止を図る。

①役員の意識及び知識の向上

会社は、役員の職務上の義務等を含めた知識について、平成 22 年 7 月より常勤監査役や社外の講師等を招聘して、レクチャー及び勉強会を実施し、役員の意識向上の徹底を図っているが、今後も更なるコンプライアンス及びガバナンスの強化のため、法務・制度及び業務等に関する研修を計画的かつ継続的に実施していく必要があると考える。

②取締役会及び監査役会の活性化

平成 22 年 7 月以降に開催の取締役会においては、実質的な審議の内容を事後的に確認できるように議事録に記載している。

また、説明の十分性、資料の十分性、調査・検討の十分性、審議状況の観点から、十分な審議が尽くされたかどうかについて評価し、チェック・リストを議事録とともに保管している。これにより取締役会においては、各議案の具体的な項目について評価されることとなり、十分な審議が行われなければ再審議となるため、審議を慎重に行う抑止力となっている。一方、監査役においても、取締役の業務執行についての監視機能を具現化するためのツールとともに、低い評価とすることは結果として監視機能が効果を発揮していないことを表明するものとなるため、監視機能の強化を促している。

これまでに、再審議になっているものは認められず、取締役会での審議が活発に行われる体制に仕組みづくりは出来ていると考えられ、今後も当該取組は継続して実施されることが必要と考える。

(2) 取引・契約に関わる意思決定プロセスの健全化

意思決定プロセスに関して、判断の基礎となる十分な調査を行なうとともに、監視機能を充実させること及び組織全体のコンプライアンス意識を向上させる。

①取引・契約開始にあたっての調査及び評価

取引・契約に関しては、コンプライアンス担当部署である「経営企画室」の機能強化を目的として、平成 22 年 6 月 1 日より経営管理室に「与信管理担当者」を配置している。

この与信管理担当者が作成した「東理ホールディングスグループ与信管理マニュアル」(以下「マニュアル」という)は、平成 22 年 9 月 1 日よりグループ全体に統一的に適用されており、契約を伴う取引、貸付及び借入等に関する管理体制を強化している。このマニュアルにより、貸付金額に関する代表者の決裁基準を引下げ、取締役会での統制をとることができるようになっている。

また、グループ外の取引先や役員・従業員間の貸付、子会社間の貸付については経営企画室による十分な信用調査を行ない、担保の提供を求めた上で、取締役会での承認が求められている。

これらの取組みは、前述の取締役会の審議強化と合わせて再発防止に資するものと考えられ、継続的に運用することが必要と考える。

②「コンプライアンス担当責任者の選任」及び「コンプライアンス委員会の設置」

会社は、グループ全体における監視機能の強化に際し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス経営のさらなる徹底が最重要課題であると考え、経営企画室に、平成 22 年 6 月 1 日付で「コンプライアンスマネージャ(リスクマネージャ)」を配置し、コンプライアンス委員会の事務局として機能させるとともに、同じく平成 22 年 6 月 4 日付けでコンプライアンス上重要と考えられる子会社 8 社(株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育、株式会社創研、株式会社なごみ設計、株式会社日本スウェーデン福祉研究所、株式会社ウィッツ)に、各社の役員・幹部社員を登用し、「コンプライアンス担当責任者」(以下「担当責任者」という)を配置している。

これら各社の担当責任者及び当社の取締役を委員とし、監査役、弁護士、公認会計士等のオブザーバーを含め、当社コンプライアンス担当役員を議長とする「コンプライアンス委員会」を平成 22 年 7 月 6 日付で立ち上げている。

「コンプライアンス委員会」の開催は毎月一回とし、委員会を通じて各種規程類・マニュアル類の整備や、コンプライアンス勉強会の促進を行っている。コンプライアンス委員会の活動により、役員及び従業員にコンプライアンスの意識が浸透していくことは、不適切な処理が行われない風土の基盤となるため、今後も継続して行う必要があると考える。

(3) 関連当事者取引の把握と開示の強化

開示及び関連当事者取引の把握については経理部門が担当しており、平成 22 年 10 月に経験豊富な経理課長 1 名を増員して 3 名体制とすることにより、関連当事者取引把握のための業務を系統化した。また、「関連当事者把握のためのマニュアル」を作成し運用しており、監査役ならびに内部監査室によるモニタリング及び評価の実施対象としている。未認識の関連当事者取引は、取引条件等が合理的ではない不適正な取引の温床となるため、今後も十分に留意する必要があると考える。

Ⅲ. 今後の予定等

(1) 平成 24 年 5 月末を目処に調査報告書の内容に関する当社の検討結果を開示いたします。

(2) 調査報告書の内容及び当社の検討結果を踏まえて、平成 24 年 5 月末を目処に「平成 24 年 3 月期決算短信」を開示いたします。

今般、「平成 24 年 3 月期決算短信」の発表が遅れていることにつきまして、投資家の皆様並びに市場関係者の方々に、多大なご迷惑をおかけしておりますことを認識するとともに、深くお詫びをさせていただきます。

(参考) 平成 24 年 3 月 9 日 「社内調査委員会の委員決定に関するお知らせ」

平成 24 年 2 月 1 日 「不適切な会計処理の可能性についての社内調査委員会の設置に関するお知らせ」

添付資料「社内調査委員会報告書」

以上

株式会社東理ホールディングス

社内調査委員会調査結果報告書

調査結果報告書

平成 24 年 5 月 18 日

代表取締役 永 井 鑑 殿
代表取締役 忍 田 登 南 殿

社内調査委員会

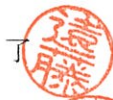
委 員 長 高 橋 史 記



委 員 永 野 義 一



委 員 遠 藤 丁



委 員 磯 田 太 郎



平成 24 年 3 月 9 日付で発足した、社内調査委員会の調査結果報告について、添付のとおりまとめましたので、ご査収ください。

以 上

株式会社東理ホールディングス

社 内 調 査 委 員 会 報 告 書

社内調査委員会

委	員	長	高	橋	史	記
---	---	---	---	---	---	---

委		員	永	野	義	一
---	--	---	---	---	---	---

委		員	遠	藤		了
---	--	---	---	---	--	---

委		員	磯	田	太	郎
---	--	---	---	---	---	---

目 次

第 1	当委員会の目的等	- 1 -
1	当委員会の目的	- 1 -
2	本調査の調査対象	- 1 -
第 2	本調査について	- 2 -
1	調査体制	- 2 -
2	調査期間	- 2 -
3	調査手法等	- 2 -
4	調査の制約事項等	- 3 -
第 3	本調査の結果(その 1・本件取引等の経営上の原因及び背景等)	- 3 -
1	当社の契約に関する意思決定にかかる取締役会の運営と概要	- 3 -
2	本件取引等に係る個人等と当社との関係	- 4 -
第 4	本調査の結果(その 2・本件取引等の概要)	- 5 -
1	今井輝彦氏に対する貸株及び貸付金取引	- 5 -
2	國分建一氏に対する貸株及び貸付金取引	- 21 -
3	コアグリッド投資事業組合への増資資金の払込	- 22 -
第 5	本調査の結果(その 3・資産性及び評価の妥当性と財務諸表等への影響) ..	- 23 -
1	今井輝彦氏に対する貸株及び貸付金取引	- 23 -
2	國分建一氏に対する貸付金取引	- 25 -
3	コアグリッド投資事業組合への増資資金の払込	- 25 -
4	決算修正の状況	- 26 -
第 6	本調査の結果(その 4・コンプライアンス及びガバナンス上の問題点)	- 29 -
1	内部統制上の問題点	- 29 -
2	コンプライアンス上の問題	- 30 -
第 7	再発防止策	- 33 -

第1 当委員会の目的等

1 当委員会の目的

当委員会は、社内の調査において、当社の過去の貸付金等の会計処理等について、不適切な可能性があることが判明したため、これらの不適切な可能性がある取引(以下、「本件取引等」という)に関して、専門的かつ客観的な見地から、外部の公認会計士を入れた調査委員会による調査を行うべきであると判断し、本年3月9日に設置されたもので、その目的は以下のとおりである。

当社の取締役経験者である今井輝彦氏への貸付の各期(平成19年9月期から平成22年3月期)における資産性の評価及び会計処理(貸倒引当金計上時期等)の妥当性について。

- ・平成19年10月から平成21年2月の間に貸付けた合計930百万円について。
- ・平成19年11月に(有)アレスサポートを経由して貸付けた156百万円について。
- ・平成19年7月から平成20年1月の間、(株)メイクイースト及び(株)オデッセイを経由して貸付けた(株)エス・サイエンス株式4,700万株について。

平成19年9月から平成20年9月の間、國分建一氏に貸付けた、合計155百万円の各期(平成19年9月期から平成21年3月期)における資産性の評価及び会計処理(貸倒引当金計上時期等)の妥当性について。

平成19年5月に(株)エデュケーションコンサルタント経由でコアグリット投資事業組合に支払った増資費用の前渡金の各期(平成19年9月期から平成20年3月期)における資産性の評価及び会計処理(貸倒引当金計上時期等)の妥当性について。

上記貸付等に関するコンプライアンス及びガバナンス上の問題点について。

再発防止のためのコーポレート・ガバナンス体制の確認。

他方で、当委員会が本報告書において認定した不適切な会計処理等に関する責任の有無の判断及びその追求については、今後、厳正な手続のもとに、関係者にも弁明の機会を与えて実施していくことを検討している。

2 本調査の調査対象

当委員会が実施した調査の対象は次のとおりである。

- ① 貸付等の事実の概要及び会計処理の問題点
- ② 平成19年9月期～平成22年3月期 個別財務諸表
- ③ 平成19年9月期～平成22年3月期 連結財務諸表
- ④ 平成21年3月期～平成22年3月期 四半期連結財務諸表
- ⑤ 貸付等の当時のコンプライアンス及びガバナンス体制上の問題点

第2 本調査について

1 調査体制

当委員会の委員の構成は次のとおりである。

委員長	高橋 史記	当社常勤監査役 弁護士
委員	永野 義一	当社非常勤監査役 弁護士
委員	遠藤 了	公認会計士
委員	磯田 太郎	公認会計士

また、当委員会では、委員会の活動を補助するために、太陽 ASG 有限責任監査法人 泉淳一、岩崎剛を含め、補助者 10 名からなる調査委員会事務局を置いた。

なお、当委員会の運営は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠しており、遠藤了委員及び磯田太郎委員は、当社との間に何らの利害関係も有していない。

2 調査期間

本調査は平成 24 年 3 月 12 日から 5 月 18 日までの間に、各委員並びに補助者は以下の手続を行い、7 回の委員会を開催し、調査結果の検討及び報告書の取り纏めを行った。

3 調査手法等

本調査手法の概要は以下のとおりである。

(1) 資料関係

本調査における主たる資料は

- * 各種財務関係資料（会計帳簿、契約書、開示資料等）
- * 関係各稟議書
- * 関係各規程類
- * 取締役会・監査役会等の関係会議の議事録・関係資料・メモ類
- * 関係者間の電子データ
- * 公的機関への陳述書

である。

なお、上記電子データについては、福村氏・今井氏のほか、当時の役員及び実務担当者 9 名を対象とし、各人のクライアント PC のほか、外部のメールサーバーに保存されている対象者の電子メール及びその添付ファイルの調査を行ったが、同調査においては、調査対象者の送受信メールのうち、検索語 60 語と表題中の検索語 12 語を含む電子メール及び特に重要と考えられる対象者 4 名の相互の送受信メールを対象とし、3,972 件の電子メールとその添付ファイルを調査した。

(2) ヒアリング関係

本調査における関係者へのヒアリングは、委員長高橋史記弁護士及び補助者であ

る公認会計士で行ったが、同ヒアリングの実施状況は以下のとおりである(敬称略。なお、以下においては、同ヒアリングのことを単に「ヒアリング」といい、その際、対象者が述べたことを「供述」などという)。

- * 福村 康廣 (代表取締役：平成 16 年 10 月～平成 22 年 2 月)
- * 今井 輝彦 (取締役：平成 19 年 3 月～平成 19 年 11)
- * 永井 鑑 (取締役：平成 19 年 3 月～、代表取締役：平成 22 年 2 月～)
- * 忍田 登南 (取締役：平成 17 年 9 月～、代表取締役：平成 22 年 2 月～)
- * 鳥居 晃 (監査役：平成 20 年 6 月～)
- * 松村 賢吾
- * 國分 建一
- * (株)メイクイースト社代表取締役
- * 会計監査人 (KDA 監査法人)
- * 調査対象年度の会計監査人 (アスカ監査法人)

4 調査の制約事項等

本件取引等の事実の概要の記載に当たり、帳簿や銀行口座、証券口座に記録されている事実以外の動機や環境理解等の主観的な判断の余地があるものについては、関係者へのヒアリングから事実認定を行っているが、本件取引等が行われた期間は、平成 19 年 1 月から平成 21 年 2 月と過去のものであるため、一部の事象について、記憶が曖昧な説明や、関係者相互の記憶が一致していない部分が見られた。

その場合においては、最終的な会計処理の検討に当たり影響を与えない範囲において、当事者の主張を並列するとどめた。

また、本調査期間中の平成 24 年 4 月 2 日に、当社の大株主でもある旧代表取締役福村氏より、自身を取締役に推薦する旨を含めた株主提案がなされており、同 4 月 5 日にこれを受け入れる旨の取締役会決議がなされているが、当該事実による直接的あるいは間接的な影響の有無等について、本報告書では考慮していない。

上記の調査方法により判明した事実関係の概要等は以下のとおりである。

第 3 本調査の結果(その 1・本件取引等の経営上の原因及び背景等)

1 当社の契約に関する意思決定にかかる取締役会の運営と概要

本件取引等の期間について、平成 19 年 3 月以降の取締役は福村氏・今井氏のほか、永井氏・忍田氏の 4 名で構成されていたが、関係者へのヒアリングの結果、取引についての基本的なフローは、今井氏が福村氏に信用の担保として当社の株を借りたい旨の相談をして、金額や株式の数などについて両者が合意し、その後忍田氏が契約書を作成し、その後永井氏が社印を押印するというフローであったとの説明を受けた。ただし、永井氏の就任は平成 19 年 3 月であるため、それ以前は別の担当者が行っていたとのことであった。

この際、永井氏・忍田氏が契約締結の意思決定にどの程度関与していたかについて、福村氏の説明では、今井氏に対して両取締役にも合意を求め、合意が得られたら契約

を締結してよいと指示していたとのことだが、永井氏・忍田氏の説明によれば、両取締役は、福村氏の合意があることに着目しており、福村氏が決めたのだから、回収方法や可能性を含めて決定しているのだろうと考えていたため、積極的に意思決定に関与した意識はなく、契約内容についてもどのような説明があったかについては明確な記憶がないとの回答であった。

また、取締役会の開催の要否については、当該合意の内容に応じて必要であれば書面を合わせて作成し回覧する、あるいは、全員が一堂に会する場で説明があった場合には、その場で説明された内容を議事録として残したとのこと、いずれも忍田氏が作成していたとのことだった。しかしながら、貸付について事業目的に対する合理性や回収可能性は議論しておらず、形式的に実施していたため、議事録等の作成が事後になることもあり、そのような場合、議事録の作成が行われていない取引の原因となっているとのことであった。

このように、貸付の意思決定が流れ作業的に行われていたことから、本件取引等のうち、貸付に係る取引については、当該行為の経済上の合理性や回収可能性について、取締役会の議題として残されることもなく、特に永井氏・忍田氏がこの点を意識することはほとんどなかったとのことだった。

2 本件取引等に係る個人等と当社との関係

今井輝彦

本件取引等の期間のうち、平成 19 年 3 月から 11 月まで当社の管理担当取締役として業務を行っていた。当社取締役を退任後は関連当事者である株式会社エデュケーションコンサルタント（以下 EC 社）に籍を移し、当社の顧問を務めている。

有限会社アレスサポート（以下 AS 社）

当社の持分法適用会社であった、株式会社ヒューネット（現株式会社 RISE）の増資を引き受けた H 事業投資組合の業務執行組合員であった会社であり、今井氏が設立時に代表取締役となっている。本件取引等の期間において、AS 社に対して貸付をした時点では、今井氏は代表から外れていたが、平成 23 年 12 月に代表取締役に再任し現在に至っており、今井氏が支配している会社である。

株式会社メイクイースト（以下 ME 社）

ブリクラ機等を中心に電子応用機器のハードウェアやソフトウェアの企画・開発、販売等を業務内容としている一般の事業会社である。同社の代表取締役の細谷氏が今井氏の知人であるとともに、今井氏が同社の取締役を務めていた会社である。

株式会社オデッセイ（以下 OD 社）

今井氏が代表取締役を務める会社であり、本件取引等の期間において、実際には事業を行っておらず、本件取引等の受け皿として利用している会社である。

國分建一

当社の元代表取締役である福村氏の知人であり、当社の関係会社等で役員を歴任していた。

コアグリット投資事業組合

株式会社コアグリットが業務執行組合員である投資事業組合で、本件取引等における増資の引受窓口としてのみ組成された投資事業組合で、これ以前の投資実績はない。

第4 本調査の結果(その2・本件取引等の概要)

1 今井輝彦氏に対する貸株及び貸付金取引

今井氏に対する貸付取引について、契約上の名義とは異なるものの、実質的に今井氏との契約であることが判明しているものを含めて、当社の帳簿上の記録を時系列に並べると以下のとおりとなっている。

	貸借	日付	名義	種類	株数	金額
①	貸付	平成19年1月26日	本人	エス・サイエンス株式	10百万株	
②	返済	平成19年3月28日		エス・サイエンス株式	△10百万株	
③	貸付	平成19年7月19日	ME社	エス・サイエンス株式	15百万株	
④	貸付	平成19年10月31日	本人	金銭消費貸借		312百万円
⑤	返済	平成19年11月22日		金銭消費貸借		△312百万円
⑥	貸付	平成19年11月22日	AS社	金銭消費貸借		156百万円
⑦	貸付	平成19年11月28日	ME社	エス・サイエンス株式	10百万株	
⑧	貸付	平成20年1月7日	OD社	エス・サイエンス株式	10百万株	
⑨	貸付	平成20年1月24日	OD社	エス・サイエンス株式	12百万株	
	返済	平成19年12月～ 平成20年3月				△4百万円
		平成20年3月末			47百万株	152百万円
⑩	貸付	平成20年7月30日	本人	金銭消費貸借		100百万円
⑪	返済	平成20年8月7日		エス・サイエンス株式	△10百万株	
⑫	貸付	平成20年12月15日	本人	金銭消費貸借		248百万円
⑬	貸付	平成20年12月18日	本人	金銭消費貸借		108百万円
⑭	貸付	平成21年2月4日	本人	金銭消費貸借		162百万円
	返済	平成20年4月～ 平成21年3月				△33百万円
		平成21年3月末			37百万株	737百万円
	返済	平成21年4月～ 平成22年3月				△49百万円

		平成 22 年 3 月末			37 百万株	688 百万円
--	--	--------------	--	--	--------	---------

また、調査手続の結果、以下の EC 社に対する貸株契約は、実質的に今井氏に対する貸株であることが判明した。

	貸借	日付	名義	種類	株数	金額
⑮	貸付	平成 19 年 3 月 28 日	EC 社	エス・サイエンス株式	10 百万株	
⑯	貸付	平成 19 年 3 月 28 日	EC 社	当社株式	5 百万株	

この他、上記⑫～⑭に関連して、平成 23 年 2 月 22 日に提出した第 5 期（平成 22 年 3 月期）訂正報告書において、これらの貸付金のうち 270 百万円については、当社の関連当事者である EC 社に対する貸付金である旨を開示している。

これらの貸付取引に関して、当時の意思決定手続の状況と当時の決裁基準に基づく決裁権者は以下のとおりであった。

	契約日	契約の種類	稟議書	取締役会 決議	決裁権者	備考
①	平成 19 年 1 月 26 日	株券消費貸借	×	○	代表取締役	
⑮	平成 19 年 3 月 28 日	株券消費貸借	×	○	代表取締役	※1
⑯	平成 19 年 3 月 28 日	株券消費貸借	×	○	代表取締役	※1
③	平成 19 年 7 月 19 日	株券消費貸借	×	×	代表取締役	※1
④	平成 19 年 10 月 31 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	※2
⑥	平成 19 年 11 月 22 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	※1
⑦	平成 19 年 11 月 28 日	株券消費貸借	×	○	取締役会	※1, 3
⑧	平成 20 年 1 月 7 日	株券消費貸借	○	×	代表取締役	※4
⑨	平成 20 年 1 月 24 日	株券消費貸借	×	×	代表取締役	※4
⑩	平成 20 年 7 月 30 日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	※4
⑫	平成 20 年 12 月 15 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	
⑬	平成 20 年 12 月 18 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	
⑭	平成 21 年 2 月 4 日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	

※1：契約当時、実質的な契約当事者である今井氏は取締役であったため、実質的に今井氏との契約であることを認識していた場合には、自己取引として取締役会での決議が必要となる。

※2：契約当時、契約当事者である今井氏は取締役であったため、自己取引として取締役会で決議されている。

※3：契約当時、実質的な契約当事者である今井氏・永井氏・忍田氏は取締役であったため、実質的に今井氏との契約であることを認識していた場合には、自己取引として取締役会での決議が必要となるが、自己取引であることを示さずに決議し、議決権も行使している。

※4：単発契約で 1 億円以上の契約であるため、事後的に取締役会での報告が必要となるが、報告が

されていない。

次に、上記の消費貸借取引について、事実の概要及び貸付取引開始までの検討状況を確認した。関係資料の閲覧及び関係者に対するヒアリングの結果、これらの消費貸借契約は大きく以下の4つの取引に分けられた。

A：①・③・⑧・⑨・⑩・⑪

B：②・⑦・⑮

C：④・⑤・⑥・⑯

D：⑫・⑬・⑭

Aグループに分類した取引は、貸株に関する取引のうち実際に対象となる株式や貸付金が今井氏の口座に入庫あるいは入金されていた取引であり、実質的に今井氏に対する貸付契約であると推定できる取引である。

本報告書が特に対象としている契約のうち、以下の契約がこのグループの取引に該当する。

③平成19年7月19日 ME 社名義株券消費貸借契約

⑧平成20年1月7日 OD 社名義株券消費貸借契約

⑨平成20年1月24日 OD 社名義株券消費貸借契約

⑩平成20年7月30日 金銭消費貸借契約

Bグループに分類した取引は、貸株に関する取引のうち実際に対象となる株式が今井氏の口座に入庫されていない取引であり、実質的に今井氏に対する貸付であることについて検討が必要と考えられる取引である。

本報告書が特に対象としている契約の中では、⑦平成19年11月28日 ME 社名義株券消費貸借契約がこのグループに該当し、その他のBグループに属している②・⑮の取引がこの伏線となっている。

Cグループに分類した取引は、平成19年11月に当時の取締役が当社株式を購入するに当たり、購入する資金及び株式の準備のために実施した金銭消費貸借契約である。

具体的には、④の今井氏に対する312百万円の貸付金により、当社株式を準備し、その後、この株式を購入するに当たり必要な資金を⑥の契約により貸付けている。その際、⑥の貸付を行う資金を当社は持っていなかったため、当該資金を福村氏から今井氏経由で受け入れており、⑤のとおり④の貸付金の返済となっている。

このとおり、表面上は④から⑥へと切り替えたのみの取引であるが、本報告書で特に対象としている④で借り入れた資金の対価として受領されるべき当社株式の一部が福村氏の口座に入庫されていたことが判明したため、④の貸付のうち一部が今井氏に対する貸付金ではないと評価される可能性について検討を要する取引であり、

この伏線として⑩の取引が存在している。

Dグループに分類した取引は、今井氏がEC社に移籍した後に、EC社に対して実施した貸付契約が、今井氏に付け替えられたという説明がされた取引である。

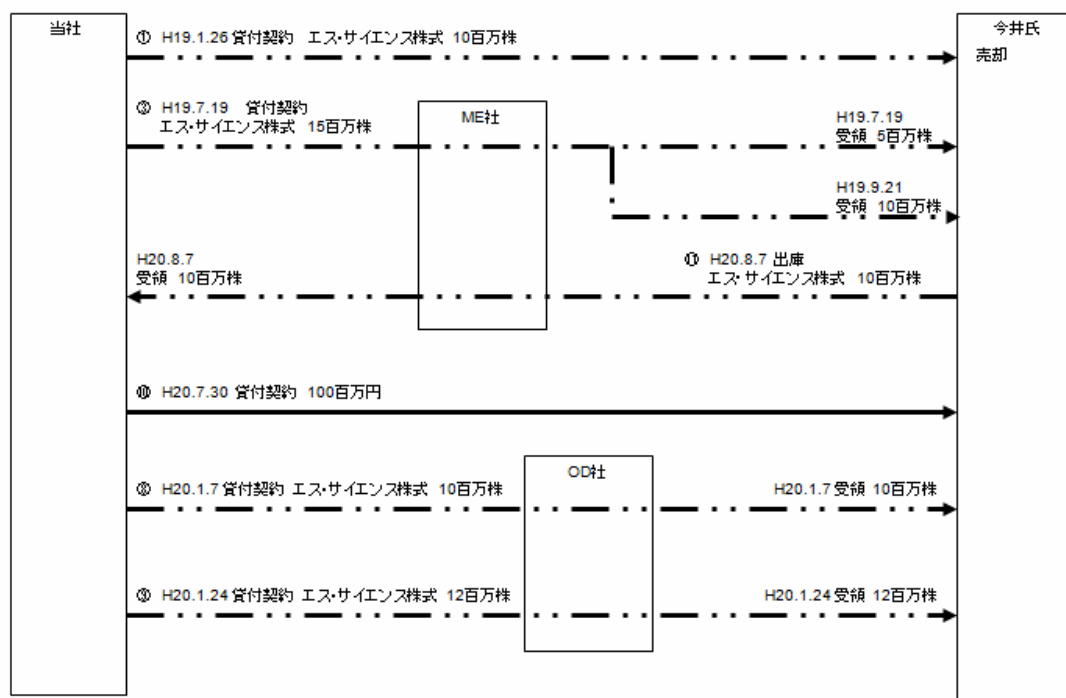
これらの貸付取引によって得られた資金は今井氏の口座を経由してEC社に振り込まれており、さらに同日にEC社から当社に振込がなされ、当社のEC社に対する貸付金が消し込まれていることから、事実としては債務の付け替えであることが窺えるが、客観的には、当該取引によってより債務者が変更されることになるため、その経緯や目的等について検討を要する取引である。

これらの取引が相互に関係しており、最終的に判明した現物（現金及び株券）の動きを『添付資料Ⅰ』～『添付資料Ⅳ』としている。

上記の論点を踏まえて、以下、グループごと取引の概要及び会社の意思決定プロセスについて認定した事実を記載する。

1) Aグループ

Aグループに分類される取引は、当社の帳簿に記帳されており、実際に今井氏の証券口座を通じて行われている貸付取引及びその返済であるため、実質的には今井氏に対する貸付であると考えられる取引である。（添付資料Ⅰ）



①平成 19 年 1 月 26 日貸株取引

当該取引については、今井氏との契約書がある取引である。関係者へのヒアリングへの結果、この A グループに属する貸株取引はいずれの取引についても今井氏が株式の信用取引の担保として借り入れたものであるとのことだった。この際、福村氏によれば、当該株式は信用取引の委託証拠金としての代用有価証券として使用するものであり、売却しないことを今井氏から聞いていたので、それを前提に貸したとのことであった。このように当該貸株は売却しないことを前提としていたので、その回収可能性については、当然に返却されると思っていたし、回収可能性については全く疑わなかったとのことだった。

なお、①で借り入れた株式については、今井氏は当該株式を借りた当日にいったん全て売却して、同時に同数の信用取引の買いを建てている。そして、この売却して得た資金は、一部を関連会社であったヒューネット株式の購入に充て、一部は個人の借入金の返済に充てているとの回答を得た。この点、今井氏の証券口座を通査した結果、関連会社ヒューネット株式が平成 19 年 2 月 8 日、平成 19 年 3 月 27 日、28 日に入庫されていた。

③平成 19 年 7 月 19 日 ME 社経由貸株取引

当該取引については、平成 19 年 7 月 19 日と平成 19 年 9 月 21 日の 2 回に分けて口座に入庫されているが、契約書上の当事者は ME 社であり、当社との契約当事者が ME 社であり今井氏に転貸しているのか、もともと ME 社が名義貸しであり、契約当事者は今井氏であるのかを検討した。

この点、関係者に対するヒアリングの結果、契約書上 ME 社を経由することを決定したのが誰かという点について、明確に一致した回答は得られなかったが、福村氏の意味としては当初より今井氏に対する貸付を意図しており、どのように貸付を行うかは、忍田氏、永井氏と相談するように今井氏に指示していたとのことであった。

加えて、当社の証券口座から出庫された株券が今井氏の証券口座に直接入庫されていること、ME 社の代表取締役も名義貸として処理しており、ME 社と今井氏との間の契約書が作成されていないこと、ME 社が証券口座を有しておらず、ME 社の平成 19 年 8 月期の決算書に借用している有価証券並びに転貸している有価証券が計上されていないこと、本件取引によって ME 社が何の利益も得ていないことから、当該取引の契約当事者は当初より今井氏であると判断した。

どうして ME 社の名義が使用されたのかという理由については、関係者より明確な回答は得られなかったが、当時、今井氏は取締役であったことから、形式上、今井氏を契約当事者としなことが目的だったのではないかという回答が多かった。

また、これらの取引についての目的及び回収可能性の検討状況については、①と

同様の説明並びに判断であったとのことだった。

さらに、当該取引は、契約書上は ME 社を経由している形になってはいるものの、実質的には今井氏への直接貸付であり、取締役がその事実を認識していた場合には、いわゆる自己取引として取締役会決議が必要となるが、本件に関しては取締役会決議もなく、その決裁に関する稟議書も残されていなかった。

なお、当該契約については、貸株の利率を年 2.125%とし、当初の返済期日は平成 20 年 3 月 31 日としているが、⑦の契約を締結する際に、⑦の貸株に加算されて変更契約として締結されている。変更後の契約における返済期日は、平成 22 年 3 月 31 日であり、実質的には 2 年の期限延長を行ったのと同じ状態になっている。また、平成 20 年 1 月 7 日に利率を年利 2.125%から 1.000%に引き下げる変更契約を締結している。

⑧平成 20 年 1 月 7 日 OD 社経由貸株取引

⑨平成 20 年 1 月 24 日 OD 社経由貸株取引

これらの取引は、⑧の契約を株券数 1,000 万株、返済期日平成 20 年 9 月 30 日としていったん契約締結後に、⑨の際に追加で 1,200 万株を合算して、2,200 万株の株券を貸付ける旨の変更契約を締結している。⑨の契約の返済期日は平成 23 年 9 月 30 日となっている。

これらの貸付は上記③の ME 社経由の契約と同様に、契約書上の相手先は OD 社となっている。しかし、株券が OD 社の証券口座を経由せず今井氏の証券口座に直接入庫されていること、OD 社と今井氏との間の契約がされていないこと、本券取引によって OD 社は何の利益も得ていないこと、OD 社は代表取締役を今井氏が務めている会社であるところ契約書の押印も今井氏であり、今井氏自身も名義貸しであることを認めているため、今井氏が直接の契約当事者であると判断した。

また、OD 社を経由することを誰が決定したのかについて、関係者から明確な回答を得られなかったが、もともと福村氏的意思としては今井氏への直接の貸付であり、その後は実務的な判断に任せていたとのことだったが、③と同様に形式上、今井氏を契約当事者としなことが目的だったのではないかという回答が多かった。

なお、これらの取引についての目的及び回収可能性の検討状況についても、①、③と同様の説明並びに判断であり、今井氏への貸株の株数が増加している点についても、今井氏が信用取引で運用している株数が増えているのではないか、という認識であり、実際に報告等は求めなかったとのことだった。

⑩平成 20 年 7 月 30 日貸付金取引

⑪平成 20 年 8 月 7 日貸株の返済

上記の取引はセットの取引であり、⑩で借り入れた資金により、信用取引で買い

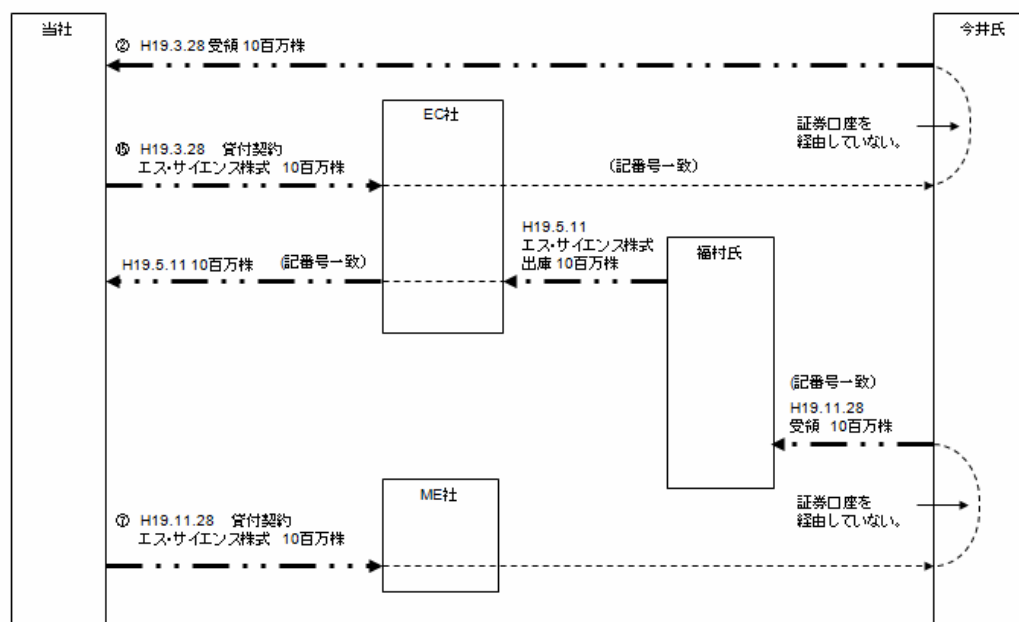
建てていた株式を現引し、⑪の返済を行っている。

この貸付金の回収可能性についての当時の判断を福村氏に確認したところ、これまでの貸株と異なり、リスクはあると理解していたものの、結局は、株価が上昇すれば、他の信用取引によって得た利益で回収可能であると考えており、二次的には報酬によって回収すればよいと考えていたとのことだった。

一方の今井氏に返済の見込みをどう考えていたのかを確認したところ、株価が上昇すれば、手許の信用取引で挽回可能と考えていた点に変化はなかった。

2) Bグループ

Bグループに分類される取引は、当社の帳簿に記載されていない、あるいは実際に今井氏の証券口座を通じていない貸付取引であり、実質的に今井氏への貸付であることを検討する必要があると考えられる取引である。(添付資料Ⅱ)



②平成19年3月28日貸株返済

⑮平成19年3月28日EC社経由エス・サイエンス株貸株取引

上記の取引について、②の返済は今井氏の口座から出庫記録が確認できなかったものの、当該入庫により、今井氏への貸株についての利息計算が終わっていることから、①の返済であると推定した。

その際、上述のとおり、今井氏は①の借株についてすでに売却済みであり、返済に必要なエス・サイエンス株式は保有していない。そのため、今井氏は返済のための株式を購入あるいは借入により調達し、返済に充てたことになる。

この点、調査の結果、⑮でEC社への貸付として出庫された株式が、EC社の口座

に入庫された証跡がなく、当該株式の記番号と②で今井氏からの返済として入庫された株式の記番号が一致することが判明したことから、特に EC 社と今井氏の間で消費貸借契約が締結されていないものの、何らかの形で EC 社から今井氏に当該株式が渡り、これが返済に充てられたものと考えられる。

従って、⑮については、表面的には EC 社への貸付となっているものの、実質的には今井氏への貸付であると判断した。

上記取引について、当該取引が行われた時点では今井氏は取締役就任していたため、利益相反取引としての認識を含め、どのようにして貸株取引が行われたかについて関係者に対するヒアリングを行ったが、明確な回答は得られなかった。

福村氏の回答は、当該取引については、事実として結果を見ると今井氏に対する貸株と評価せざるを得ないが、当時は EC 社に対する貸付としての意識しかなかったとのことだった。

一方で今井氏は、上述のとおり①で借りた株式は全て売却しており、手持ちの株式は無かったので、恐らく何らかの株式を借りているはずであり、自分の証券口座を通過していないため明確な記憶はないが、後述の⑯の当社株式の借入と同時に手続されていることから、同日に借りているのだろうと回答している。

この点、当該契約は EC 社を経由しており、福村氏は明確には認めていないが、関係者からのヒアリングを総合すると、当時の EC 社の意思決定は全て福村氏が行っていたと考えられる。そのため、EC 社から今井氏への貸株取引については、福村氏の意思決定が必要であったと考えられ、両者の記憶が曖昧であることは不自然な点もある。しかし、⑮の株式が EC 社の口座を通さず、当社の口座に直接入庫されていることから、福村氏の EC 社の口座からの出庫についての意思決定は不要であり、福村氏が当社からの出庫を意思決定していれば、当該取引が可能であると判断した。

なお、このあと、⑮の EC に対する貸株が行われた後、平成 19 年 5 月 11 日に、EC 社より 10 百万株が当社の口座に入庫されており、EC 社への貸株残高が同数減少している。

本調査の過程で、この際入庫された株式は福村氏の口座から出庫されたものであることが確認されており、結果的には、EC が福村氏より株式を借りて、返済に充てたことと同じ結果となっている。

福村氏によれば、当該取引については、忍田氏より当時の会計監査人であった KDA 監査法人から、EC 社に対する貸株取引について、回収可能性の検討が必要であるという問題点が指摘されている旨の相談を受けたため、回収可能性ありと判断できるように行ったとのことだった。

一方、今井氏は、当該取引については、自身が関与しておらず、また自身の口座も通過していないため、認識がないとのことだった。

⑦平成 19 年 11 月 28 日 ME 社経由貸株取引

当該取引については、契約書の当事者が ME 社となっているものの、当該株式は直接福村氏の口座に入庫されていることが確認されている。

この点、まず、ME 社については代表取締役の細谷氏によれば、通常、ME 社の重要な契約については細谷氏自身が実印を押印していたところ、当該契約について、契約書に押印されている印鑑が実印とは異なることから、自身では認識していない取引だと思ふとの回答があった。

従って、ME 社は単に名義上の相手先であり、実質的には第三者が ME 社の名義を借りて、当社から株式を借りていると考えられるが、当該取引では福村氏の口座に株式が入庫されていることから、福村氏に対する貸付であると評価することも考えられる。

しかし、当社はこれまで当該取引は実質的に今井氏に対する貸付であると開示しており、次にこの判断の妥当性について検討した。

この点、当該貸付行為については、関係者の説明が一致しない点がある。今井氏によると平成 19 年 9 月中間期の決算において、⑮の取引について、EC 社に対する貸付が残っているはずであるところ、貸株の残高がなくなっていることに気づき、事実関係を確認したところ、福村氏が EC 社に代わって返済していることに気づき、もともとは自分の借株であることを説明の上、改めて当社との株券消費貸借契約を締結し、福村氏の口座に戻したとのことだった。一方の福村氏は戻ってきたということ認識してはいたが、どの株がどういった経緯で自分のところに戻ってきたのかは認識しておらず、説明は受けていないとのことだった。

しかし、両者の説明は細部において異なっており、仮に福村氏の記憶によれば、福村氏の認識のないまま福村氏の口座に株式が入庫されることになるため、不自然な部分がないわけではないが、今井氏の説明のとおり、①、②、⑮、⑯の取引をトータルで観察すれば、確かに、この⑦の取引が行われた時点で、今井氏が福村氏から実質的にエス・サイエンス株を 1,000 万株借りていた関係にあったといえ、今井氏、福村氏、両者の統一の見解として、今井氏に対する貸付である点については一致していた。

また、平成 20 年 1 月 7 日の変更契約証書の稟議書の起案者が今井氏であることから、今井氏は ME 社を通して 2,500 万株の借株があるとの認識していたものと認められた。

従って、当該取引について、実質的に今井氏に対する貸付であるとする、当社の認識とこれに基づく開示は妥当であると判断した。

Cグループに分類される取引は、平成19年11月に松村氏の口座から当社株式を買取り、これを当時の取締役である永井氏・忍田氏・今井氏が購入することに関連して生じた取引である。(添付資料Ⅲ)



- 14 -

氏に対する貸付であると判断した。

そこで、当該取引が行われた時点では今井氏は取締役役に就任していたため、利益相反取引としての認識を含め、どのようにして貸株取引が行われたかについて関係者に対するヒアリングを行ったが、明確な回答は得られなかった。

福村氏は、当該取引については、事実として結果を見ると今井氏に対する貸株と評価せざるを得ないが、当時は EC 社に対する貸付としての意識しかなかったとのことだった。

一方、今井氏は必要に駆られたわけではない時期であると考えられ、取引の記憶は曖昧だが、自分の口座に入庫されているので、自分が借りたのだろうと回答している。

この点、当該契約が EC 社を経由しており、当時の EC 社の意思決定は全て福村氏が行っていたことを考慮すると、EC 社から今井氏への貸株取引について両者の記憶が曖昧であることは不自然ではあるが、⑩の株式が EC 社の口座を通さず、今井氏の口座に直接入庫されていることから、福村氏が当社からの出庫を認識していれば、当該取引が可能であると判断した。

なお、今井氏によれば、当該株式は平成 19 年 4 月 19 日に出庫して外部の金融会社で売却しており、その売却資金の一部で関連会社ヒューネット社の株式を含めて株の購入に充て、一部は個人の借入金の返済に充てているとのことだった。この点、今井氏の証券口座を調査した結果、グループ外の株式が平成 19 年 4 月 19 日に入庫され、関連会社ヒューネット株式が平成 19 年 5 月 8 日に入庫されていた。

また、⑩の取引についても、⑮の取引と同様に、この後、平成 19 年 5 月 11 日に、EC 社より当社株式 5 百万株が当社の口座に入庫されており、EC 社への貸株残高が同数減少しており、本調査の過程で、この際入庫された株式は福村氏の口座から出庫されたものであることが確認されている。

当該取引に関する説明も、⑮と同様であり、結果的には、EC が福村氏より株式を借りて、返済に充てたことと同じ結果となっている。

また、一方の今井氏も、⑮と同様に当該取引については、自身が関与しておらず、また自身の口座も通過していないため、認識がないとのことだった。

④平成 19 年 10 月 31 日貸付金取引

⑤平成 19 年 11 月 22 日貸付金返済

⑥平成 19 年 11 月 22 日 AS 社経由貸付金取引

関係者からのヒアリングによれば、福村氏より各取締役役に対して、自社の株式を保有することについての提案があり、その資金を会社から借りることとした取引である。

まず、④で今井氏に対して 312 百万円を貸付け、当該資金を松村氏の口座に入金して、当社株式 1,100 万株を現引きするための資金に充当し、1,100 万株を準備している。松村氏によれば、当該信用取引については、EC 社に口座貸しをしていただけであり、実質的には今井氏が EC 社から 1,100 万株を 312 百万円で購入して準備したこととなる。なお、この 1,100 万株は永井氏と今井氏が半分ずつ購入することとなっていたとのことだった。

次に、当該株式を購入するための資金を各取締役に対して貸付けることになるが、貸付けをする資金を当社は保有していなかったため、当該資金を福村氏から今井氏経由で受け入れており、今井氏からの入金を⑤のとおり④の貸付金の返済として記帳している。この時点では、結果として今井氏が④の購入代金を福村氏から借りたような状態になっている。

そして、この株式を購入するに当たり必要な資金を⑥の契約により AS 社経由で、貸付けている。

この際、AS 社と各取締役とは、それぞれ金銭消費貸借契約を締結しており、忍田氏は④とは別に株式を購入しているため、忍田氏の口座への入金があるが、永井氏への口座には入金されず、今井氏の口座に直接入金されている。その後、今井氏の口座に入金された 313 百万円は、福村氏の口座に入金され、結果として⑤の際に、福村氏から今井氏に渡した資金が戻っている。

このとき、永井氏の口座を経由せずに今井氏の口座に入金されているが、もともと永井氏と今井氏が④の株式を半分ずつ購入することになっていたところ、上述のとおり④の株式は、今井氏が 1,100 万株全てを購入しているので、実質的には、その半分の 550 万株について、今井氏から購入するために支払われたことと同じ状態になっていると考えられる。

ただし、この点について、永井氏と今井氏との間で、株式の譲渡に関する契約書は作成していないとのことで、永井氏においては AS 社から購入したと考えていたとのことだった。

この⑥の契約については、福村氏が会社から貸付けることと、その金額について決定し、スキームについては、各取締役に任せていたとのことで、当該契約が利益相反取引に該当することについては、全取締役が認識していたと認められる。

また、各取締役への貸付金の回収可能性については、一次的には、自社の株式の価値を高めることで、回収が可能だと考えており、二次的には取締役の役員報酬の一部を返済してもらうことで回収することが可能だと判断したとのことだった。

上記の一連の取引は、表面上は④の貸付金から⑥の貸付金へと切り替えるための取引であるが、④の取引に際して、今井氏から松村氏の口座に振込をして現引きした株式が、全て今井氏の口座に入庫されず、このうち 500 万株は今井氏の口座を経

由することなく、福村氏の口座に入庫されていることが判明した。このため、④の貸付の一部は実質的には福村氏に対する貸付金であると評価することも考えられる。しかし、当社はこれまで当該貸付金を全て今井氏に対する貸付であると認識し、当該認識に基づき、⑥の振替を行い開示している。

そこで、④の貸付金が全て今井氏に対する貸付であるとしている、当社の認識の妥当性を検討した。

この点についても、関係者の説明は一致していない。今井氏によれば、上記⑦の取引と同様であり、⑩の貸株取引について自分が借りていることを認識したため、福村氏の口座に戻しているとの説明を受けた。一方の福村氏によれば、特に出庫の伴う取引ではないため記憶が曖昧で、単純に戻ってきたなという意識で、どの株が戻ってきたかの意識はなかったとのことだった。

しかしながら、今井氏の供述により、④で借り入れた資金により購入した 1,100 万株のうち、自らが取得する 550 万株の中から、自らの意思で福村氏に対する返済に充当したことが確認できたことから、形式的には福村氏の口座に直接入庫されているものの、実質的には、いったん今井氏が所有して、その後、福村氏への返済という譲渡を行ったと評価できる。従って、④の貸付金に福村氏に対する貸付部分は含まれておらず、④の貸付金については、全額が今井氏に対する貸付金という現状の認識と、これに基づくこの後の処理及び開示は適正なものと判断した。

なお、⑥の AS 社への貸付金は、当初は平成 26 年 10 月 31 日に一括して返済することとされていたが、平成 20 年 1 月 7 日付で平成 20 年 2 月より分割して返済を開始することを定めた変更契約を締結している。

また、⑥の取引において AS 社経由で永井氏に対する貸付金が、直接今井氏の口座に入金されたことから、実質的に永井氏は今井氏から 550 万株を購入したことになるが、当時、永井氏は証券口座を持っていなかったため、今井氏が預かっている形になっていた。

しかし、今井氏はこの預かっている株式についても、その他の借株と同等に意識しており、運用して株価が上昇することによって返済することが可能だと考え、株式を売却すると同時に、同数の信用取引の買いを建てている。そして、この売却して得た資金の用途については、一部で他社の株式を購入していることが証券口座の通査により確認されたほか、一部は個人の借入金の返済に充てたとの回答を得た。

今井氏によれば、その後、永井氏が⑥で一緒に借入れた AS 社経由での借入金を返済するたびに、14 万株ずつを渡していたが、平成 20 年 10 月に渡す株式を準備できない状態になったとのことだった。

当該事実が、永井氏より福村氏に伝達された結果、永井氏から預かっている当社株式の件を含め、これまでに貸付けた株式の状況についての報告を求め、福村氏は

今井氏が過去の貸株を処分していた事実を知るに至っている。

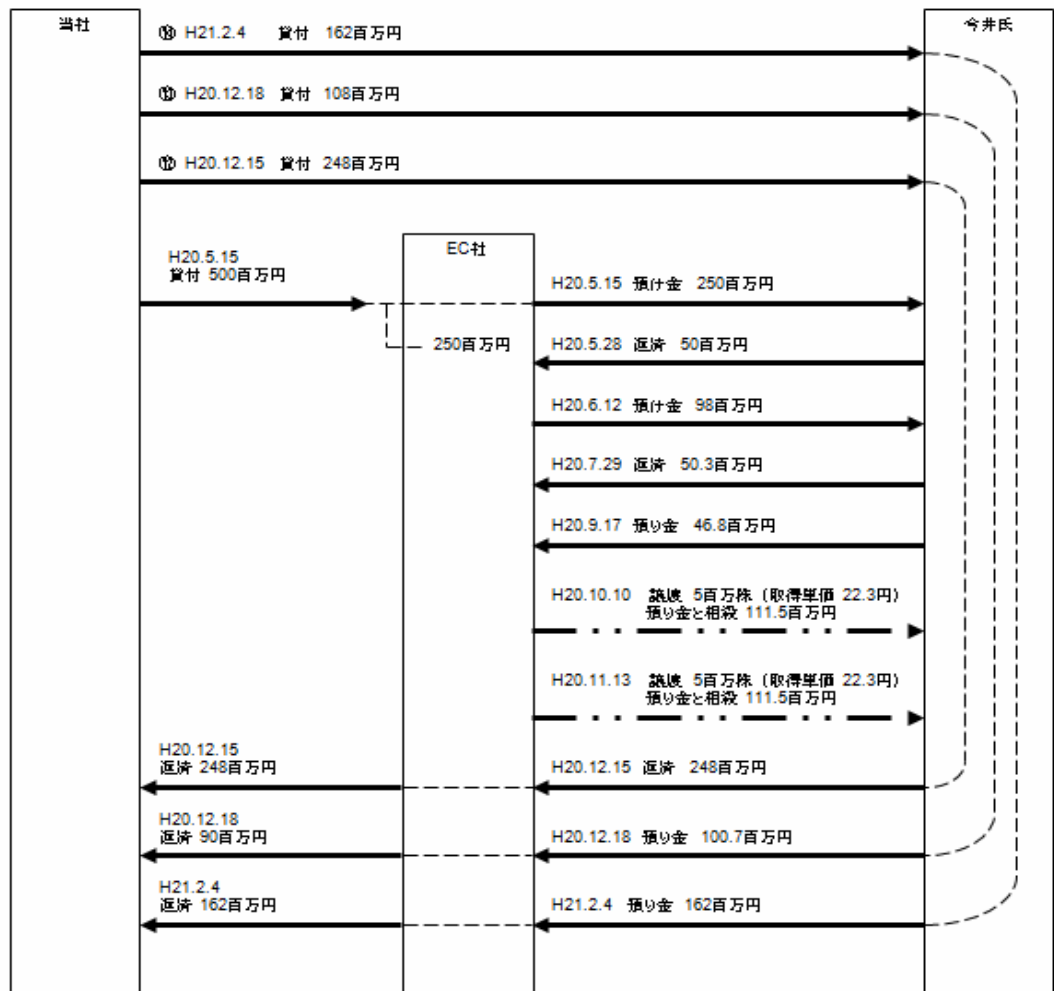
また、今井氏がこれまでに会社から借り入れた株式を外部に売却していた事実に加え、後述する EC 社に対する貸付金の運用方法が、当初の福村氏の指示とは異なるものだったという事実を重く捉えた福村氏は、福村氏及び永井氏に対して、今後、自己の口座における株式取引及び EC 社の取引について、福村氏の指示なしには、一切取引を行わない旨を記載した念書を、平成 20 年 11 月 12 日付で作成し、今井氏の親族が署名している。

本調査において、今井氏に対する貸株取引及び貸付金取引に当たり、個人資産の調査等を行ってはいなかったとの説明がなされていたが、念書を作成するに当たり、今井氏がすでにほとんど無資力の状態であることを認識したと考えられ、この時点で今井氏に対する信頼関係は失われていたと考えられる。

ただし、当時の財務報告を担当していた忍田氏は、当該念書が提出された事実を知らなかったとのことだった。

4) Dグループ

Dグループに分類される取引は、平成 20 年 5 月 15 日に EC 社に対して貸付けた 500 百万円が、結果的に今井氏に付け替えられている取引である。(添付資料Ⅳ)



⑫平成 20 年 12 月 15 日貸付金取引

当該貸付金については、平成 20 年 5 月 15 日に EC 社に貸付けた 500 百万円のうち 250 百万円について、今井氏名義の口座に入金されていたことから、実質的には今井氏に対する貸付金であると考え、当初の 250 百万円からその後の資金移動を考慮した 248 百万円が今井氏に付替えられているとのこと。

この 250 百万円の資金使途としては、全て当社の株式の購入に充てられている。この点、今井氏は当初自分の意思であったかどうかについて曖昧な説明であったが、結論としては、自分の口座での取引であり、自分の責任で行った取引であることを認めている。一方の福村氏は、EC 社が当社株式を購入するための貸付として認識していたとのことだった。

ただし、上記の説明によれば、実質的に今井氏への貸付となっている 250 百万円のうち返済していない部分が 248 百万円であったことになるが、実際には EC 社の帳簿上、今井氏に対する預け金の残高は 201 百万円であり、平成 20 年 9 月 17 日の

46 百万円の返済について考慮されていないが、この点について合理的な説明は得られなかった。

しかしながら、契約当事者の認識として 248 百万円の契約であり、実際に借手の口座にも同額が入金されていることから、248 百万円は今井氏への貸付金であるとの会社の認識について、不合理ではないと判断した。

⑬平成 20 年 12 月 18 日貸付金取引

⑭平成 21 年 2 月 4 日貸付金取引

残額の貸付取引については福村氏と今井氏で記憶に相違がある。

福村氏の説明では、これまでの運用の結果、ほとんどの株式を失った今井氏が、再度株式の運用を始める元手として、EC 社の所有する当社株式 1,000 万株を EC 社の帳簿単価 22.3 円の単価で購入したとの説明であったが、実際に今井氏の口座に 1,000 万株が入庫されたのは、当該貸付契約よりも前のことであり、矛盾が生じており、明確な回答は得られていない。

一方、今井氏の説明によれば、当初、残額 250 百万円については EC 社が運用を行っており、結果的に残った当社株式 10 百万株を自身の口座の信用取引の担保のために、EC 社から借用したが、結局、信用取引の損金決済に充当され、返済が不能となったため、EC 社の帳簿単価 22.3 円の単価で購入したとのことだった。250 百万円と購入価格 223 百万円との差額 27 百万円は、EC 社から今井氏に対する利息分の加算との説明であった。

また、250 百万円と⑬・⑭を合計した実際の借入額 268 百万円との差額は、当社から EC 社に対する利息分を調整したものとの説明であった。

ただし、上記の説明によれば今井氏の購入価格 223 百万円と負担額 250 百万円の説明は利息とされているが、実際の利息額は 4 百万円程度であり、今井氏の説明によれば株価は上下するものであり、一時は 100 円近くで取引されていた株式であるから、とのことであったが、当時の株価が 5～6 円で推移していたことを考慮すると合理的な説明と評価できるものではなかった。

さらに、当該説明は、これまで、有価証券報告書の関連当事者との取引に関する注記において、「今井氏に対する貸付金のうち 270 百万円については、当社の関連当事者である株式会社エデュケーションコンサルタントに対する貸付金である」旨を注記していた事実と認識が異なることになるが、当該取引に関連して、本調査の開始と前後して、今井氏が借用していた 10 百万株の記帳が EC 社において誤って福村氏への出庫として記帳されていたことが判明し、今井氏に対しての債務がないことが判明したとのことだった。

このように、当事者の説明に不自然な部分はあるものの、契約当事者の認識として108百万円、162百万円の契約であり、実際に同額が借手の口座にも入金されていることから、これらの契約は今井氏への貸付金であるとの会社の認識について、著しく不合理ではないと判断した。

なお、⑫・⑬・⑭の貸付金については、上述の念書の提出後の取引であるため、その回収可能性について、どのように考慮していたのかが、これまでの貸付取引に増して問題となるが、この点、EC社を通じて今井氏に支払われる報酬によって回収することを見込んでいたとのことだった。

2 國分建一氏に対する貸株及び貸付金取引

國分氏に対する貸付取引について、当社の帳簿上の記録を時系列に並べると以下のとおりとなっている。

	貸借	日付	金額
①	貸付	平成19年9月28日	20百万円
②	貸付	平成19年11月9日	15百万円
③	貸付	平成19年12月20日	8百万円
④	返済	平成20年1月10日	△6百万円
⑤	返済	平成20年3月26日	△2百万円
⑥	貸付	平成20年3月26日	62百万円
		平成20年3月末	97百万円
⑦	貸付	平成20年9月17日	50百万円
⑧	返済	平成20年9月29日	△0.85百万円
⑨	返済	平成20年12月5日	△0.5百万円
⑩	返済	平成20年12月25日	△0.3百万円
		平成21年3月末	145.35百万円

上記の契約についての書類等の整備状況は以下のとおり。

	契約日	契約の種類	稟議書	取締役会 決議	決裁権者	備考
①	平成19年9月28日	金銭消費貸借	×	×	代表取締役	※1、2
②	平成19年11月9日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	※2
③	平成19年12月20日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	
⑥	平成20年3月26日	金銭消費貸借	×	×	代表取締役	※2
⑦	平成20年9月17日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	※3

※1：平成19年9月28日付で取得した金銭消費貸借契約公正証書の対象である。

※2：平成20年4月17日付で取得した債務弁済契約公正証書の対象である。

※3：平成20年9月17日付で取得した債務弁済契約公正証書の対象である。

上記の貸付金はいずれも、現金での授受が行われていたとのことであるが、國分氏の口座を経由することなく金融会社フクジュコーポレーション（以下フクジュ）に持ち込んだとのことだったため、実際に國分氏が現金を受領したことを確認できていない。

しかしながら、関係者へのヒアリングの結果、上記の貸付金はいずれも國分氏が個人的に行っていた関連会社ヒューネット株式の信用損金の決済に充当するための資金であったとの説明で一致したこと、特に國分氏が当該事実を認める回答をしたことから、國分氏に対する貸付であると認定した。

次に当該貸付については、締結された契約書があるものの、一部について決裁した書面は残されていないため、社内の意思決定がどのように行われたのかの、客観的な証拠がないものも認められた。

しかし、関係者へのヒアリングの結果、前述の今井氏への貸付取引と同様に、國分氏から福村氏に相談があり金額を福村氏が決定⇒今井氏と条件等を決定⇒忍田氏が契約書を作成⇒永井氏が押印という順序で契約書の作成に至っていることは概ね確認された。この点、契約の意思決定がどのように形成されていたかについても、今井氏への貸付取引と同様に、今井氏から永井氏・忍田氏が合意を求め、合意が得られた場合に契約が実行されるとのことだったが、永井氏や忍田氏によれば、契約書の作成や押印については、福村氏が決定していることだから、返済方法まで含めて決まっているのだろうと考えていたとのことだった。

従って、貸付をすることの意思決定については、当時の代表取締役であった福村氏が行っていたと考えられ、当時の決裁基準に照らしても合致するものとする。

また、この貸付契約に当たっては、この貸付を行う時点では会社と無関係の國分氏個人への貸付となるため、債権回収の担保として公正証書を取得し、個人で所有する不動産に対して強制執行をかけられるように保全策を取っていた。しかし、公正証書を取っているものの、特に抵当権の設定等は行っていないため、その後に対象不動産が抵当権や譲渡担保に付され、対抗要件を具備された場合には、保全の目的を果たせないこととなり、十分な保全がされているとはいえない状態であった。

3 コアグリッド投資事業組合への増資資金の払込

平成19年4月27日、当社は新規事業進出に際して必要となる資金として200億円調達することを企図し、当該資金調達にかかるアドバイザリー契約をEC社と締結している。また、この後、平成19年5月24日に、EC社がコアグリッド投資事業組合（以下、コアグリッド組合）との間で、当社の資金調達に関するアレンジメント等についての業務委託契約を締結している。

これらの契約にかかる対価は、平成19年5月24日に当社からEC社を経由して、コ

アグリット組合に3億円が支払われており、当社及びEC社において前渡金が計上されている。

また、この際、EC社とコアグリット組合との間で、平成19年7月31日までに所要の資金調達がかなわなかった場合にはアドバイザリー費用3億円をEC社に返還する旨の確約書を同日付で取り交わしており、個人4名（西田晴夫氏、西角博氏、川口武美氏、高橋健治氏）が連帯保証を行うとする確約書に対する同意書がEC社に提出されている。

関係者へのヒアリングによれば、当該契約を締結するに当たっては、連帯保証人全員との面談を実施しており、また、先方の事務所にも訪問しているとのことであり、相手方の資力を調査した上での与信の評価ではないものの、相手方の肩書きや事務所の有無など、信頼性については検討したとのことだった。

このような状況の中で資金調達が実現しないままに平成19年7月31日を迎えたが、前渡金の返還はされなかった。しかし、前述のとおり、前渡金の回収可能性について、連帯保証人が4名存在していたことに加え、連帯保証人がそれぞれに、信頼性があると判断していたことから、直近決算日である平成19年9月期時点では貸倒引当金の計上はしていなかった。

しかしながら、平成19年8月以降、連帯保証人4名に対して支払を求める通知書を送付する等回収努力をしたものの状況が進展しないことから、平成20年2月26日にEC社はコアグリット組合及び連帯保証人4名に対し訴訟を提起した。

そして、平成20年3月期決算において、前渡金3億円に対して貸倒引当金を計上している。

第5 本調査の結果(その3・資産性及び評価の妥当性と財務諸表等への影響)

1 今井輝彦氏に対する貸株及び貸付金取引

今井氏に対する貸付については、上述のとおり、貸付の目的がどういったもので、それが会社の事業目的に照らして適当かという観点での検討が十分にされているとはいえない状態であるが、借主である今井氏が、明確に「借りている」という認識を示しており、また、現実に今井氏が経済的な便益を受けていることが確認されていることから、全ての消費貸借契約の結果として資産性には問題はないと判断した。

次に、会社が回収懸念債権として評価した時期の妥当性について検討した。

会社は、今井氏に対する貸付金及び貸株についてまとめて判断しており、平成22年3月期までは回収が継続していたことから正常債権として判断していたが、平成22年3月に、今井氏より今後の返済が困難である旨の申し出を受けて、回収懸念債権として貸倒引当金を設定している。

しかし、会社は回収懸念債権に該当するか否かの判断について、今井氏からの返済の有無という事実のみによっているが、会社は今井氏に対し、合計 774 百万円の貸付金と、貸出時の簿価にして 617 百万円の貸株取引を行っており、その際、回収可能性を検討すべきであったと考えられる。そして、回収可能性の検討に当たって、今井氏個人の財産状況を調査すれば、会社は、今井氏に十分な返済資力がなく、同氏に対するこれらの貸付債権が回収懸念債権であると評価することができたのではないかと考えられる。

この点について、議事録等では、回収可能性の検討を行ったことは窺えず、また、関係者へのヒアリングによれば、当時の取締役会において積極的に回収可能性について議論をしたことも窺えなかった。しかし、福村氏によれば、そもそも貸株の際には、信用取引の担保とするだけで、売却はしないものと考えていたので回収は可能と判断していたし、貸付金についても、一次的には株価が上昇すれば、株式運用の成果として回収が可能であり、二次的には報酬で返済してもらうことで、回収が可能であろうと考えていたとのことだった。また、福村氏と今井氏は、旧来の増資の際から関係を有しており、今井氏が株式の取引についても実績があったことや、貸付取引を行った際には、当社の取締役を務めていたことから、その実績等を信頼して貸付を行っていたとしても、不合理とは言えないと考える。

このように、会社は、今井氏への貸付を行うに当たり、全く回収可能性を検討していなかったとまでは言えず、また、今井氏の個人の財産状況を調査しなかったことについて、合理的な理由がないとは言えない。従って、会社が今井氏に対する貸付債権を回収懸念債権と評価していないことが必ずしも不合理とは言えないと判断した。

しかし、本調査の過程において、③の契約については、⑦の契約時（平成 19 年 11 月）に実質的に期限延長がなされているほか、⑧及び⑨の契約についても、実質的に今井氏との契約であることから、これらの契約は、今井氏に対する追加の貸付ということになる。

この点、当該変更契約が締結された平成 20 年 1 月においても、上記の説明と同様の手続により契約を行っており会社は変更契約等の締結に当たり、全く回収可能性を検討していなかったとまでは言えないが、一般的に、当初の借入を返済する前に、借入を申入れているという事実は、回収可能性に重大な疑義を生じさせる事象であると考えられる。

さらに、⑦の変更契約に当たって、利率を引き下げる理由として、貸株が担保として預託するのみで売却予定がないことが記載されていることや、③の契約から 6 ヶ月が経過し、信用取引が一巡する時期であることを考慮すれば、少なくとも当初の貸株が確かに今井氏の口座に残っていることを確認すべきであったと考えられる。

そして、この時点で今井氏の財産状況を確認していれば、すでに貸株は売却されて損失に充当されており、今井氏の財産が相当に毀損していた事実や、他にも借入金相当金額存在することを把握できたと考えられる。

従って、この後最初の決算期である平成 20 年 3 月期に、今井氏に対する債権は回収懸念債権であると判断することが妥当と考えられ、今井氏の財産状況や収入状況から回収可能額を合理的に見積り、貸倒引当金を設定する必要があったと判断する。

この場合、回収可能額としては、当時の今井氏の財産状態をそのまま反映することが妥当であり、株価の変動等の不確定な要因によることは認められず、福村氏の説明によれば、今井氏が別に不動産事業を営むことを予定していたことから、当該事業の結果得られた収入からも回収が可能であるとも見込んでいたとのことだが、この点についても、将来の事業の成否等に係る未確定事項を回収可能額の見積りに含めることが合理的だとは認められない。また、すでに取締役を退任している今井氏については、業務報酬が永続することを前提とした回収可能額の算定に合理性はないと考える。

なお、この時点で、業務報酬からどの程度の回収が見込めたかという点については、遡って見積めることは困難であり、一方で、OD 社や EC 社に対する業務報酬の一部から、今井氏に対する債権が回収されている事実が認められる。

そこで、今井氏に対する債権のうち回収可能額の見積りについては、現在までの回収実績によることとした。

また、この後、平成 20 年 11 月に念書が提出されているが、その前後においては、今井氏について、株式の具体的な使途や売却資金の一部が個人的な借入金の返済に充てられている事実を知るに至っているが、これは、すでに今井氏に返済能力が喪失していることを裏付けるものであると判断した。

2 國分建一氏に対する貸付金取引

國分氏に対する貸付金について、会社は平成 20 年 9 月まで回収実績があることから、平成 21 年 3 月期に回収懸念債権と判断し、全額に対して貸倒引当金を設定している。

しかしながら、関係者へのヒアリングによると、この返済は國分氏が返済したのではなく、今井氏が支払ったものであることが判明した。従って、國分氏は平成 20 年 3 月の時点で返済実績がないままに、平成 19 年 12 月貸付の貸付金について返済期限を迎えることになり、この時点で、國分氏に対する債権を回収懸念債権として評価し、回収可能額を合理的に見積り、貸倒引当金を設定する必要があったと判断した。

この際、國分氏は不動産を所有しており、また公正証書を作成していることから、回収可能額の見積りについて、これらを考慮することも考えられるが、公正証書の取得では財産の保全が十分な状態ではないことから、不動産に対する強制執行による回収見込額を考慮しないこととした。

3 コアグリッド投資事業組合への増資資金の払込

コアグリッド組合については、事実の検討の結果、当初の支払目的が増資の仲介という行為に対するものであり、また確約書が存在するため、その費用は増資の実行に

より実現するものと判断される。従って、増資の実行前においては前渡金として計上されることは妥当と判断した。

また、当該前渡金に対しては、平成 20 年 3 月期に貸倒引当金が計上されているが、当社が返還請求の訴訟を提起したのが平成 20 年 2 月 26 日であり、また、それまでの期間も増資の実行への働きかけを行っていた事実も認められたことから、これ以前の時点で回収懸念債権としての認識は不要と判断した。

この点、当該コアグリッド組合による増資は西田氏の人脈を利用することを予定していたもので、その中心人物である西田氏が平成 19 年 10 月 12 日に逮捕されている事実があり、これは、増資の実行可能性が低くなったことを意味するが、当社の前渡金の返還については、4 名の連帯保証であり、また逮捕されたことにより財産が全て消失するわけではないので、西田氏の逮捕により回収懸念債権として評価する必要性はないと考える。

従って、貸倒引当金の設定時期について修正は不要であると判断した。

4 決算修正の状況

決算修正の基本方針

当社の決算修正に係る基本方針としては、上述したとおり、下記の期間を対象として、過年度決算の訂正を検討する。なお、平成 20 年 3 月期よりも前の会計期間に関しては、今回の調査対象事項の影響はないと判断したため、訂正は不要と判断している。

(訂正対象期間)

- ◆ 第 4 期（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）
- ◆ 第 5 期第 1 四半期（平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日）
- ◆ 第 5 期第 2 四半期（平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日）
- ◆ 第 5 期第 3 四半期（平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）
- ◆ 第 5 期（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）
- ◆ 第 6 期第 1 四半期（平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日）
- ◆ 第 6 期第 2 四半期（平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日）
- ◆ 第 6 期第 3 四半期（平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）
- ◆ 第 6 期（平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日）

各会計期間への経営成績及び財政状況への影響

(影響額算定上の留意事項)

- ◆ 各影響額は、訂正前の数値を訂正後の数値に修正する金額を記載している。従って、修正期間が複数期間にまたがるケースの場合には、修正期間以前の影響額は純資産で調整をしている。
- ◆ 各影響額は、株式会社東理ホールディングスから提供されたデータを元に集計している。

- ♦ 「△」は利益及び資産に対してマイナスの影響を意味している。
- ♦ 各四半期に関しては、四半期累計期間への影響額を集計している。
- ♦ 返済実績がある貸付金に関しては、当初引当金の計上時に当該返済実績を加味して（貸倒引当金から控除）算定している。
- ♦ 表示単位は百万円とし、百万円未満は切り捨てて表示している。

年度	原因	経常利益	税前利益	流動資産	固定資産	純資産
平成 20 年 3 月	今井氏(AS 社経由)	△ 1	△ 124	△ 1	△ 123	△ 124
	今井氏貸株	△ 4	△ 411	△ 4	△ 407	△ 411
	國分氏貸付	△ 0	△ 95	△ 0	△ 95	△ 95
合計		△ 5	△ 631	△ 5	△ 626	△ 631

注 1 今井氏（AS 社経由）への貸付金及び國分氏への貸付金の貸倒引当金修正額は、将来の返済実績額を控除して算定している。

注 2 今井氏への貸株に対して、全額貸倒引当金を計上している。また、今井氏への貸株への影響額には、貸株に対する未収利息の修正額も併せて加味している。

年度	原因	経常利益	税前利益	流動資産	固定資産	純資産
平成 20 年 6 月 (第 1 四半期)	今井氏(AS 社経由)	△ 0	△ 0	△ 1	△ 123	△ 125
	今井氏貸株	△ 1	△ 1	△ 5	△ 407	△ 412
	國分氏貸付	△ 1	△ 1	△ 1	△ 95	△ 96
合計		△ 3	△ 3	△ 8	△ 626	△ 634

年度	原因	経常利益	税前利益	流動資産	固定資産	純資産
平成 20 年 9 月 (第 2 四半期)	今井氏貸付	△ 0	△ 47	△ 0	△ 46	△ 47
	今井氏(AS 社経由)	△ 1	△ 1	△ 2	△ 123	△ 126
	今井氏貸株	△ 3	144	△ 7	△ 259	△ 266
	國分氏貸付	0	△ 49	-	△ 145	△ 145
合計		△ 5	△ 46	△ 10	△ 574	△ 585

注 1 今井氏への貸付金の貸倒引当金修正額は、将来の返済実績額を控除して算定している。

注 2 今井氏への貸株に対して、時価が下落した事に伴い、貸倒引当金戻入益 148 百万円を計上している。

注 3 國分氏への平成 20 年 9 月 17 日の貸付金 50 百万円に関して、全額引当金を計上している。

年度	原因	経常 利益	税前 利益	流動 資産	固定 資産	純資産
平成 20 年 12 月 (第 3 四半期)	今井氏貸付	△ 1	△ 404	△ 1	△ 402	△ 404
	今井氏(AS 社経由)	△ 2	△ 2	△ 3	△ 123	△ 127
	今井氏貸株	△ 4	291	△ 8	△ 111	△ 119
	國分氏貸付	△ 1	△ 51	△ 1	△ 145	△ 146
合計		△ 9	△ 166	△ 14	△ 782	△ 797

注 1 今井氏への平成 20 年 12 月 15 日の貸付金 248 百万円及び平成 20 年 12 月 18 日の貸付金 108 百万円に関して、全額貸倒引当金を計上している。

注 2 今井氏への貸株に対して、時価が下落した事に伴い、貸倒引当金戻入益 296 百万円を計上している。

年度	原因	経常 利益	税前 利益	流動 資産	固定 資産	純資産
平成 21 年 3 月	今井氏貸付	△ 4	△ 568	△ 4	△ 564	△ 568
	今井氏(AS 社経由)	1	1	△ 0	△ 123	△ 123
	今井氏貸株	△ 3	292	△ 7	△ 111	△ 118
	國分氏貸付	0	95	-	-	-
合計		△ 6	△ 180	△ 11	△ 799	△ 811

注 1 今井氏への平成 21 年 2 月 4 日の貸付金 162 百万円に関して、全額貸倒引当金を計上している。

注 2 今井氏への貸株に対して、時価が下落した事に伴い、貸倒引当金戻入益 296 百万円を計上している。

注 3 國分氏に対する貸付金の貸倒引当金は、平成 21 年 3 月期に全額引当計上されていた。そのため、平成 20 年 3 月期に計上した金額（95 百万円）が当期の特別損失から減額される。

年度	原因	経常 利益	税前 利益	流動 資産	固定 資産	純資産
平成 21 年 6 月 (第 1 四半期)	今井氏貸付	△ 3	△ 3	△ 7	△ 564	△ 572
	今井氏(AS 社経由)	△ 0	△ 0	△ 0	△ 123	△ 124
	今井氏貸株	△ 0	△ 0	△ 8	△ 111	△ 119
	國分氏貸付	-	-	-	-	-
合計		△ 4	△ 4	△ 16	△ 799	△ 815

年度	原因	経常利益	税前列益	流動資産	固定資産	純資産
平成 21 年 9 月 (第 2 四半期)	今井氏貸付	△ 7	△ 7	△ 11	△ 564	△ 576
	今井氏(AS 社経由)	△ 2	△ 2	△ 2	△ 123	△ 125
	今井氏貸株	△ 0	△ 0	△ 8	△ 111	△ 119
	國分氏貸付	-	-	-	-	-
合計		△ 10	△ 10	△ 22	△ 799	△ 821

年度	原因	経常利益	税前列益	流動資産	固定資産	純資産
平成 21 年 12 月 (第 3 四半期)	今井氏貸付	△ 10	△ 10	△ 14	△ 564	△ 579
	今井氏(AS 社経由)	△ 2	△ 2	△ 2	△ 123	△ 125
	今井氏貸株	△ 1	△ 1	△ 8	△ 111	△ 119
	國分氏貸付	-	-	-	-	-
合計		△ 13	△ 13	△ 25	△ 799	△ 825

年度	原因	経常利益	税前列益	流動資産	固定資産	純資産
平成 22 年 3 月	今井氏貸付	△ 12	568	-	-	-
	今井氏(AS 社経由)	△ 2	123	-	-	-
	今井氏貸株	△ 1	118	-	-	-
	國分氏貸付		-	-	-	-
合計		△ 16	811	-	-	-

注 1 今井氏への貸付及び貸株に対して、当社は平成 22 年 3 月期に全額引当計上していた。そのため、平成 21 年 3 月期に計上していた金額（計 827 百万円）が当期の特別損失から減額される。

第 6 本調査の結果(その 4・コンプライアンス及びガバナンス上の問題点)

1 内部統制上の問題点

契約に関する意思決定にかかる取締役会の運営の概要

平成 22 年 12 月 9 日付の第三者委員会の報告書にも記載されているが、取締役会議事録の閲覧の結果、取締役会については、本件取引等が行われていた期間（平成 18 年度～平成 22 年度）において多数回開催されている外形的な事実は認められる。

しかしながら、当時の役員に対するヒアリングの結果、本件取引等に係る取締役

会を含めて、当時の取締役会は、決定事項が書面で回付される、あるいは、取締役会の招集に当たり、十分な資料や情報の提供がなく決議が行われるなど、全体として議案について十分な理由説明や質疑応答等がなされていたことを窺わせる書面が残されておらず、取締役会はほとんど形骸化していた事情が窺われる。

本来、取締役会におけるコーポレート・ガバナンスの要請は、提案された案件について、各取締役の英知・経験に基づき、十分な質疑と資料の検討を行い、さらに活発な議論を通じて会社にとってもっとも妥当な方向性・結論を導いていくことにある。端的に表現すれば、経営判断の原則に則り、取締役会において主導的な立場にある代表取締役の専権・独走に歯止めをかけることにも大きな眼目がある。

しかしながら、当時の取締役会は、福村氏が決定した事項を他の取締役が十分な検討を行わないままに受け入れていたものと評価せざるを得ない状況であったと考えられる。

また、上述のように、書面での決議や、決議に際して十分な情報が提供されていないこともあり、監査役に質疑や資料の検討の機会が設けられていなかったと考えられる。この点、監査役鳥居氏にヒアリングをしたところ、監査役会で議論は交わされたものの、結果的に監査役からの質問あるいは要望に対して、代表取締役からの回答が得られていないとのことだった。また、要望書や質問書等が議事録に残されていないため、実態としてどういった事項が協議されていたのかが不明である。従って、本件取引等について、取締役会も監査役会もいずれもコーポレート・ガバナンスの観点から期待される機能をほとんど果たさず、形骸化していたと言わざるを得ない状況であったと考えられる。

このように、本調査報告書の対象となった貸付取引において、それらの貸付が、会社の事業目的に照らして合理的であるかどうかの判断や、その回収可能性に関する判断について十分になされたことは窺えず、旧代表取締役福村氏からの提案事項について、事実関係の十分な実態調査を行っていないことが表面的な原因であり、加えて、経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していないことが根本的な原因であると認められる。

情報と伝達の脆弱性

上述のとおり、意思決定権限が福村氏に過度に集中していた結果、本件取引等の特に今井氏・國分氏に対する貸付について、回収可能性を検討するために必要となる情報や、回収可能性を検討すべきと考えられる重要な状況の変化等の情報が共有されていなかったと考えられる。

2 コンプライアンス上の問題

また、本件取引等においては、個々の取引を検討した結果、以下の事項については、コンプライアンス上の問題があると考えられる。

社内決裁規定の問題

本調査報告書の対象となった貸付取引のうち、特に、貸株取引が安易に行われてしまった理由の一つとして、3億円以下の取引について取締役会決議事項とされていなかったことが原因としてあげられると考えられる。

すなわち、当時の社内の決裁規定上、金額が3億円までの取引については、原則として代表取締役の決裁事項とされており、取締役会決議事項とはされていない。当該決裁規定自体が直ちに違法といえるわけではないが、会社法362条4項1号の規定の趣旨を考慮すれば、当時の社内の決裁規定は、代表取締役の決裁事項の範囲が若干広きに失したものと考えられる。

社内手続履践の問題

また、この点は内部統制の問題とも重なるが、本調査報告書の対象となった貸付取引の中には、必要とされている社内手続が履践されていない取引も散見された(③、⑨)。

例えば、社内稟議が必要であるにもかかわらず、稟議書を作成するという社内手続が履践されていないケースでは、当該取引に係わっていない取締役や監査役が、当該取引の適切性や違法性を指摘することが非常に困難となることが考えられるし、取締役会決議が必要であるにもかかわらず取締役会決議がされていないケースでは、当該取引について、取締役、監査役の協議により慎重に結論を出すことができなくなる。

利益相反取引の問題

ア 問題点

本調査報告書の対象となった今井氏に対する貸株及び貸付金取引のうち、③、④、⑥、⑦の取引は、今井氏が当社取締役として在任中に行われた取引である。このうち、すでに返済されている④の取引を除く、③、⑥、⑦の取引については、会社法上特別の責任が認められる会社法423条1項3項に定める利益相反取引に該当するか否かが問題となる（なお、⑪の返済が③の返済か⑦の返済かについては判然としないが、③の返済だとすれば③の一部と⑦が残り、⑦の返済だとすれば③が残ることになる）。

イ ③ないし⑦の取引

この取引については、契約書上は当社とME社との間の取引とされてはいるものの、その実態からすれば、前述のように、当社と、当時当社の取締役であった今井氏との間の直接の貸株契約と評価すべきと考える。当時の当社代表取締役福田氏も、今井氏も、その旨認めている。

従って、この貸株取引は、当社と取締役（今井氏）との間の利益相反取引に該当するというべきである。よって、当該取引を行うためには、会社法356条1項2号に基づき、今井氏を特別利害関係人として排除した上で取締役会において承認決議を経ることが必要であったというべきである。

しかるに、③の取引については取締役会の承認決議自体されておらず、⑦の取引については取締役会決議自体はされているが今井氏を特別利害関係人として排除した上での利益相反取引としての承認決議がされていない。

ウ ⑥の取引

この取引については、上記③等の取引と異なり、当社より AS 社に対していったん現金が振り込まれている（上記③の取引においては、株券が今井氏の口座に直接入庫されている）。従って、当社と当社取締役今井氏との間の直接の利益相反取引とまでいえるか否かが問題となる。

この点、会社法 356 条 1 項 2 号が文言上取締役と会社との間の取引であることを要件としているにもかかわらず、第三者が介在する場合に広く同条項の適用を認めるとすれば、適用の範囲が不明確になり、著しく取引の安全を害する恐れがあるとされている（最大判昭和 43 年 12 月 25 日）。従って、会社の代表取締役が自己が代表取締役を務める関連会社に直接融資すれば旧商法 265 条 1 項前段が規定する取引に該当する場合において、会社が第三者を介して関連会社に融資したとしても、会社が同条項の適用を回避する目的で第三者を介在させたなどの特段の事情がない限り、同条項に規定する取引とはならないとする裁判例が存在する（大阪地判平成 14 年 1 月 30 日）。

しかるに、本件では、融資の目的が当初より今井氏による株式取得代金の融通であること、AS 社はもともと今井氏の会社であったこと、AS 社に入金された現金はその日のうちに今井氏の口座に入金され、さらにその日のうちに今井氏の口座からもともと今井氏が当社から借りていた貸金（取引④）の返済として当社に入金されていること、AS 社と今井氏との間で契約書等が作成されていないこと、今井氏自身がこの取引について利益相反取引であることを回避する目的が少なからずあったことを認めていること、などからして、本件取引については上記の特段の事情が認められる可能性が高いものと考えられる。

従って、この取引については、当社と取締役（今井氏）との間の利益相反取引に該当する可能性が高く、当該取引を行うためには、当社としては会社法 423 条に基づき、今井氏を特別利害関係人として排除した上で取締役会において承認決議を経ることが必要であったというべきである。

しかしながら、この⑥の取引については、取締役会決議自体はされているが今井氏を特別利害関係人として排除した上での利益相反取引としての承認決議がされていない。

取締役としての善管注意義務の問題

会社が貸付を行うに際して、取締役は、回収の見込について、貸付の条件、内容、返済計画、担保の有無、内容、評価額、借主の財産及び経営の状況、並びに景気の動向等の諸事情に関する情報を合理的と考えられる手続ないし方法で収集、分析、検討し、そこから得た事実の認識を不注意な誤りなく形成し、これを前提として合

理的な思考上の連関を保ったといえる経営判断を行うことが求められ、このような基準から逸脱して経営判断を行った場合には、善管注意義務違反を問われることになる。

しかるに、本調査報告書の対象となった今井氏に対する各貸付取引を行うに際しては、取締役において回収の見込について検討がされていないわけではないが、借主の財産状況の調査がされないまま無担保で貸付がなされており、その金額も最終的に数億円に及んでいることからすれば、いずれも貸付を行うに際して必要とされる情報の収集自体が十分にされているとは言い難い。また、國分氏に対する各貸付取引を行うに際しても、取締役において回収の見込について検討がされていないわけではないが（國分氏については不動産登記簿謄本により不動産を保有していることの確認が行われている）、國分氏の所有する不動産の価値や國分氏の所有するその他の財産の調査が行われておらず、保有している不動産に対する担保の設定等もされていないことからすれば、やはり貸付を行うに際して必要とされる情報の収集自体が十分にされているとは言い難い。

なお、本件各貸付取引に関する意思決定のプロセスや関与の度合いについて関係者の供述が一致していないため、どの範囲の取締役にとどの程度の責任が認められるのかについては今後更なる検討を要するものと考えられる。

第7 再発防止策

平成22年5月26日に、東京証券取引所に提出している改善報告書に記載した事項について、今後も厳正に進めていくことにより、再発防止を図る必要がある。

役員のガバナンス改善

各役員及び役員会のガバナンスに関する取組みの質的向上により再発防止を図る。

①役員の意識及び知識の向上

会社は、役員の職務上の義務等を含めた知識について、平成22年7月より常勤監査役や社外の講師等を招聘して、レクチャー及び勉強会を実施し、役員の意識向上の徹底を図っているが、今後も更なるコンプライアンス及びガバナンスの強化のため、法務・制度及び業務等に関する研修を計画的かつ継続的に実施していく必要があると考える。

②取締役会及び監査役会の活性化

平成22年7月以降に開催の取締役会においては、実質的な審議の内容を事後的に確認できるように議事録に記載している。

また、説明の十分性、資料の十分性、調査・検討の十分性、審議状況の観点から、十分な審議が尽くされたかどうかについて評価し、チェック・リストを議事録とともに保管している。これにより取締役会においては、各議案の具体的な項目について評価されることとなり、十分な審議が行われなければ再審議となるため、審議を慎重に行う抑止力となっている。一方、監査役においても、取締役の業務

執行についての監視機能を具現化するためのツールとともに、低い評価とすることは結果として監視機能が効果を発揮していないことを表明するものとなるため、監視機能の強化を促している。

これまでに、再審議になっているものは認められず、取締役会での審議が活発に行われる体制に仕組みづくりは出来ていると考えられ、今後も当該取組は継続して実施されることが必要と考える。

取引・契約に関わる意思決定プロセスの健全化

意思決定プロセスに関して、判断の基礎となる十分な調査を行なうとともに、監視機能を充実させること及び組織全体のコンプライアンス意識を向上させる。

①取引・契約開始にあたっての調査及び評価

取引・契約に関しては、コンプライアンス担当部署である「経営企画室」の機能強化を目的として、平成 22 年 6 月 1 日より経営管理室に「与信管理担当者」を配置している。

この与信管理担当者が作成した「東理ホールディングスグループ与信管理マニュアル」（以下「マニュアル」という）は、平成 22 年 9 月 1 日よりグループ全体に統一的に適用されており、契約を伴う取引、貸付及び借入等に関する管理体制を強化している。このマニュアルにより、貸付金額に関する代表者の決裁基準を引下げ、取締役会での統制をとることができるようになっている。

また、グループ外の取引先や役員・従業員間の貸付、子会社間の貸付については経営企画室による十分な信用調査を行ない、担保の提供を求めた上で、取締役会での承認が求められている。

これらの取組みは、前述の取締役会の審議強化と合わせて再発防止に資するものと考えられ、継続的に運用することが必要と考える。

②「コンプライアンス担当責任者の選任」及び「コンプライアンス委員会の設置」

会社は、グループ全体における監視機能の強化に際し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス経営のさらなる徹底が最重要課題であると考え、経営企画室に、平成 22 年 6 月 1 日付で「コンプライアンスマネージャ（リスクマネージャ）」を配置し、コンプライアンス委員会の事務局として機能させるとともに、同じく平成 22 年 6 月 4 日付けでコンプライアンス上重要と考えられる子会社 8 社（株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育、株式会社創研、株式会社なごみ設計、株式会社日本スウェーデン福祉研究所、株式会社ウィッツ）に、各社の役員・幹部社員を登用し、「コンプライアンス担当責任者」（以下「担当責任者」という）を配置している。

これら各社の担当責任者及び当社の取締役を委員とし、監査役、弁護士、公認会計士等のオブザーバーを含め、当社コンプライアンス担当役員を議長とする「コンプライアンス委員会」を平成 22 年 7 月 6 日付で立ち上げている。

「コンプライアンス委員会」の開催は毎月一回とし、委員会を通じて各種規程類・マニュアル類の整備や、コンプライアンス勉強会の促進を行っている。コン

プライアンス委員会の活動により、役員及び従業員にコンプライアンスの意識が浸透していくことは、不適切な処理が行われない風土の基盤となるため、今後も継続して行う必要があると考える。

関連当事者取引の把握と開示の強化

開示及び関連当事者取引の把握については経理部門が担当しており、平成 22 年 10 月に経験豊富な経理課長 1 名を増員して 3 名体制とすることにより、関連当事者取引把握のための業務を系統化した。また、「関連当事者把握のためのマニュアル」を作成し運用しており、監査役ならびに内部監査室によるモニタリング及び評価の実施対象としている。未認識の関連当事者取引は、取引条件等が合理的ではない不適正な取引の温床となるため、今後も十分に留意する必要があると考える。

以上